

第7次鳥栖市総合計画（案）

第7次鳥栖市総合計画（案）

目次

序論（案）	1
1. 序論	2
1) 策定の趣旨・位置付け	2
2) 計画の構成・期間	3
3) 計画の基本姿勢・基本的な視点	3
(1) 基本姿勢	3
(2) 基本的な視点	4
2. 鳥栖市の状況	5
1) 地勢・沿革	5
(1) 地勢	5
(2) 沿革	5
2) 鳥栖市を取り巻く社会潮流	6
3) 鳥栖市の現状	9
(1) 人口	9
(2) 財政	11
(3) 市民の評価	13
3. 鳥栖市の課題	14
1) 鳥栖を支える“人”	14
2) 鳥栖を支える“都市基盤”	14
3) 鳥栖を支える“地域”	15
基本構想（案）	16
1. 基本構想	17
1) はじめに	17
2) 将来都市像	18
3) 基本目標	19
4) 将来目標人口	22
第7次鳥栖市総合計画の体系イメージ	23

前期基本計画（案）	24
1. 基本計画の位置付け	25
2. SDGs（持続可能な開発目標）との関連付け.....	26
3. 基本計画の体系	27
4. 3つの“鳥栖スタイル”に沿った施策.....	28
5. 基本目標を実現するための施策.....	29
基本目標1 自然との共生を図り、未来へつなぐまち.....	29
基本目標2 快適な生活を支えるまち.....	35
基本目標3 安全で安心して暮らせるまち.....	45
基本目標4 誰もがいきいきと暮らせるまち	51
基本目標5 子どもが心豊かに育つまち	69
基本目標6 活力と賑わいにあふれるまち.....	77
6. 基本目標を推進するにあたっての考え方	87

序論 (案)

1. 序論

1) 策定の趣旨・位置付け

鳥栖市では、平成 23 年 3 月に「住みたくなるまち鳥栖―“鳥栖スタイル”の確立―」を将来都市像とした「第 6 次鳥栖市総合計画（基本構想及び前期基本計画）」を策定（平成 28 年 3 月には第 6 次鳥栖市総合計画後期基本計画を策定）し、目標年次を平成 32 年度と定め、将来都市像の実現に向けて各種施策を展開してきました。

また、平成 27 年 9 月には、「鳥栖発」創生総合戦略¹」を策定し、「これからも、選ばれつづける鳥栖シティ！」を基本理念に掲げ、地方創生の推進にも取り組んできたところです。

計画の策定から今日まで、全国的な少子高齢化等の進行に伴う社会保障関係経費の増大や近年頻発している地震・台風・豪雨などの自然災害、新たな感染症への対応など、社会経済情勢には大きな変化が生じています。鳥栖市においても同様なことが言え、さらにはこれまでに整備してきた公共施設や道路、上下水道施設などの社会基盤施設の老朽化への対応など、市を取り巻く環境は大きく変化しています。

将来にわたっては、現状、人口は増え続けているものの、今後はこれまでのような人口増が見込めないことや急速に進展する情報技術、新たな生活様式、増加する外国人住民や訪日外国人観光客など想定される環境の変化も見据えていかなければなりません。

鳥栖市としてこのような環境の変化等を踏まえながら、多様化するニーズに応え、持続可能な発展を遂げるべく、総合的かつ計画的にまちづくりを進める必要があります。現計画の第 6 次鳥栖市総合計画を振り返り、その課題等を踏まえて、第 7 次鳥栖市総合計画を策定します。

¹ まち・ひと・しごと創生法に基づき、国・県が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、「鳥栖市人口ビジョン」を踏まえて策定するもの

2) 計画の構成・期間

この計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」をもって構成します。

基本構想とは -----

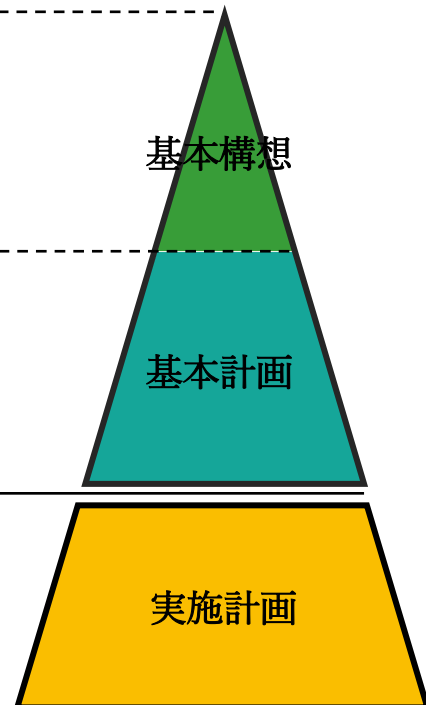
鳥栖市の将来ビジョンを表すものとして、まちづくりの基本理念、方向性、将来都市像、目標人口等、政策目標を明らかにしたものです。

基本計画とは -----

基本構想に位置付ける将来都市像等を実現するために、各政策目標の各種施策を体系化し、具体的に明らかにしたものです。

実施計画とは -----

基本計画に位置付ける各種施策に関して具体的な取組、事業を示したものです。取組等の方向性、具体的な内容、概算事業費などを一体的に表示します。



令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
基本構想 10年									
前期基本計画 5年					後期基本計画 5年				
実施計画 3年			実施計画 3年			実施計画 3年			実施計画 3年

3) 計画の基本姿勢・基本的な視点

(1) 基本姿勢

① 誰にもわかりやすい計画づくり

市民（地域）、各種団体、事業者、行政がまちづくりの課題や方向性を共有し、まちづくりに取り組んでいくために、市民の目線に立った、分かりやすい内容等に努めるなど、誰にもわかりやすい計画づくりに努めます。

②市民等の参画による計画づくり

行政と市民等との協働による計画づくりとなるよう、多様な市民等の参加の機会を設け、市民等の意見の反映に努めます。

③持続可能な行財政運営の推進を図る計画づくり

少子高齢化等に伴う社会保障関係経費の増大、近年頻発している地震・台風・豪雨などの自然災害やこれまでに整備してきた公共施設やインフラの老朽化への対応など市を取り巻く環境の変化を踏まえながら、将来にわたって市民サービスの提供を安定的に継続させるとともに、より効果的で効率的な行財政運営を進めるための計画策定に努めます。

④各種計画等と連動、整合する計画づくり

計画策定においては、各種個別計画との連動、整合を図りながら策定に取り組んでいきます。

(2) 基本的な視点

①地方創生の推進

現在、本市は人口増が続いているものの今後はこれまでのような人口増が見込めないことから、安定した人口構造を保ち、人口を維持しながら将来にわたって活力ある地域社会を維持していく必要があります。

②安全安心なまちづくり

近年頻発している地震・台風・豪雨などの自然災害は市民生活等に長期間にわたり、直接的に影響を及ぼすことから、被害等を最小限に抑える取組が求められており、その対応に取り組んでいく必要があります。

また、公共施設や道路、橋梁、上下水道施設などインフラの老朽化対策も喫緊の課題となっており、安全安心の確保に向け、各種施設の機能維持に取り組んでいく必要があります。

③社会情勢等の変化への対応

急速に進展する情報技術、増加する外国人住民やインバウンド²など今後想定される社会変化に対応していく必要があります。また、「持続可能な開発目標（SDGs）³」に掲げられる17の目標及び取組の内容を総合計画と関連付け、その推進を図ることができるよう取り組んでいく必要があります。

² 外国人が日本を訪れる旅行

³ 2030年までに目指す国際社会の共通目標。17の分野で目標が設定されている

2. 鳥栖市の状況

1) 地勢・沿革

(1) 地勢

佐賀県の東端、福岡県との県境に位置し、北は福岡県筑紫野市及び那珂川市、基山町と接し、南は福岡県久留米市、東は福岡県小郡市、西はみやき町と接しています。北部には九千部山の雄大な山並み、南部には悠然と流れる筑後川があり、その間に市街地のあるなだらかな丘陵地帯と田園地帯が広がっています。

(2) 沿革

明治22年の町村制施行に伴って佐賀県三養基郡の一部となり、昭和29年4月1日、鳥栖町・田代町・基里村・麓村・旭村の5町村合併により鳥栖市が発足しました。

鳥栖市は古くから、肥前・筑前・筑後の三国が接する要の地にあり、長崎街道から久留米道、日田道等の分岐点として、人・モノ・文化の交流拠点としての役割を担ってきました。

明治22年の九州鉄道の開通に伴い、鳥栖駅、田代駅が設置され、さらに、明治24年に鳥栖－佐賀間が開通し、両線の分岐点となり、鉄道のまちとしての基礎がつくられました。

昭和30年代には国道3号、34号が整備拡張され、優れた立地条件を活かして、積極的な企業誘致を行い、九州有数の内陸工業都市として発展しました。

また、昭和62年2月には、東洋一のクローバー型ジャンクションで交差する九州縦貫・横断両自動車道が開通し、陸路交通の要衝としての役割を担っています。

加えて、平成23年3月に九州新幹線鹿児島ルートが全線開通し、あわせて新鳥栖駅が開業したことで、陸路交通の結節点としてさらなる発展が見込まれています。

さらに、近年では鳥栖市をホームタウンとするJリーグ・サガン鳥栖や女子バレーボールVリーグ・久光スプリングスの活躍がまちを盛り上げています。

2) 鳥栖市を取り巻く社会潮流

①人口減少・少子高齢化の進行

- ・日本の総人口は2008年をピークに長期にわたる減少局面を迎え、2050年には1億人を割り込むと推計され、人口に占める老年人口(65歳以上)の割合は増加する一方で、年少人口(15歳未満)及び生産年齢人口(15～64歳)は減り続ける見込みとなっています。
- ・少子化が進む一方で、健康寿命が世界一の長寿社会となっており、社会保障費の増加や医療・介護サービス等の急激な需要増大が懸念されています。高齢者がいつまでも元気に社会で活躍することができるよう、介護だけでなく、健康づくりや就業の支援などの仕組みが求められています。

②経済情勢の変化

- ・経済のグローバル化により、これまで以上に経済活動の機会が拡大しており、アジア各国の急速な経済成長等、海外の動向が国内の社会経済及び日常生活に大きな影響を及ぼすようになりました。
- ・しかし、一方で2020年から猛威を振るう新たな感染症の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、経済状況に大きな影響を及ぼしています。多くの企業で経営状況が悪化しており、また、国内遠方あるいは海外からの観光客が急激に減少しています。
- ・労働市場では、少子高齢化の影響等により慢性的な人手不足である一方、労働力の一端を外国人労働者が担うようになっています。

③安全・安心への意識の高まり

- ・東日本大震災や熊本地震をはじめ、近年の大型台風の上陸や豪雨などによる自然災害が、これまでの想定を上回る規模で発生しており、その対応の必要性は年々増えています。また、災害時の地域コミュニティによる助け合いや正確な情報周知の重要性が再認識されています。
- ・急速な技術革新が進むとともに、新たな形態の犯罪が今まで以上に懸念されます。また、近年では悪質な運転による交通事故など、身の回りで発生する事件・事故が多様化・複雑化しています。
- ・高齢化の進行等により空き家の増加が懸念されるため、空き家の適切な活用・除却と併せて、ゴミの不法投棄や建物の倒壊、治安の悪化等への対策が求められています。

④地域コミュニティの機能の低下

- ・高齢化や人口減少の進行により、人と人の支え合いの基盤が弱まるなか、地域住民や地域の多様な主体が自分のこととして地域活動に参画し、人と人、人と地域の様々な資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を築くことが求められています。
- ・学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な取組として、コミュニティ・スクール(学

校運営協議会制度)⁴の導入が全国的に進んでいます。また、先の取組と連動して地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して様々な活動を行う地域学校協働活動の考え方も進んでいます。

- ・近年、地方においては、地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。

⑤公共施設やインフラの老朽化と公共交通のニーズ

- ・公共施設や学校、公園、道路、橋梁、上下水道施設など、社会資本ストックの多くは高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されるため、長寿命化に係る計画等に基づき、戦略的な維持管理・更新を進めていくことが求められます。
- ・高齢者の危険運転による重大な交通事故の発生等を背景に、免許を自主返納する高齢者が増加しており、各種バスやデマンド型乗合タクシー⁵は、高齢者の買い物や通院といった日常生活における交通手段としての重要性が高まっています。

⑥目まぐるしい技術革新の進展

- ・IoT (Internet of Things)⁶、AI (人工知能)⁷等の技術革新が従来にないスピードで進化しています。こうした技術革新は、企業の産業活動だけでなく、個人の生活に浸透するなど日常生活までに影響を及ぼしており、社会経済システム全般が大きく変革しつつあります。
- ・また、教育分野においても、義務教育を受ける児童生徒のために、1人1台の学習者用PCと高速ネットワーク環境などを整備するGIGA(Global and Innovation Gateway for All)スクール構想を計画しており、教育現場においてもICTの活用がより重視されます。

⁴ 学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み

⁵ 利用者の要求に応じて目的地まで移動を行う乗り合いのタクシー

⁶ パソコンなどの通信機器だけでなく、様々な物がインターネットに接続され、つながる仕組み

⁷ 画像、音声、情報などのデータをもとに、人間のように予測や判断を自動的に行うシステム

⑦価値観・ライフスタイル等の多様化

- ・時代の変化に伴い、個人の価値観やライフスタイルは多様化しています。働き方改革によるワーク・ライフ・バランス⁸の重視や、テレワーク⁹などの働き方の浸透など、一人ひとりの自由な考え方や個性が尊重される社会への転換が進んでいます。
- ・また、新たな感染症である新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、日常生活の各場面における新しい生活様式、働き方の新しいスタイルが国から示されており、市民生活への浸透が進んでいます。
- ・さらに、人種、国籍、性別、年齢、身体障害等の外的な違いだけでなく、宗教、価値観、文化、性格等の内面も含め、先入観等から画一的な型に当てはめることなく、人の多様性を認め合うダイバーシティの視点を持った取組が求められています。

⑧持続可能な社会づくりに向けた取組への機運の高まり

- ・2015年、地球環境や経済活動等に関して、人類の営みを持続可能なものとするため、国連総会において、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals :SDGs）が採択され、17の基本目標と169のターゲットが設定されました。地方公共団体においても経済、社会、環境等、あらゆる分野において総合的に取り組むことが求められています。
- ・また、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進等、温室効果ガス排出の抑制に向けた取組が求められています。
- ・さらに自然災害から暮らしを守り、健全な森林を次世代へつなぐため、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備等を一層促進することが求められています。

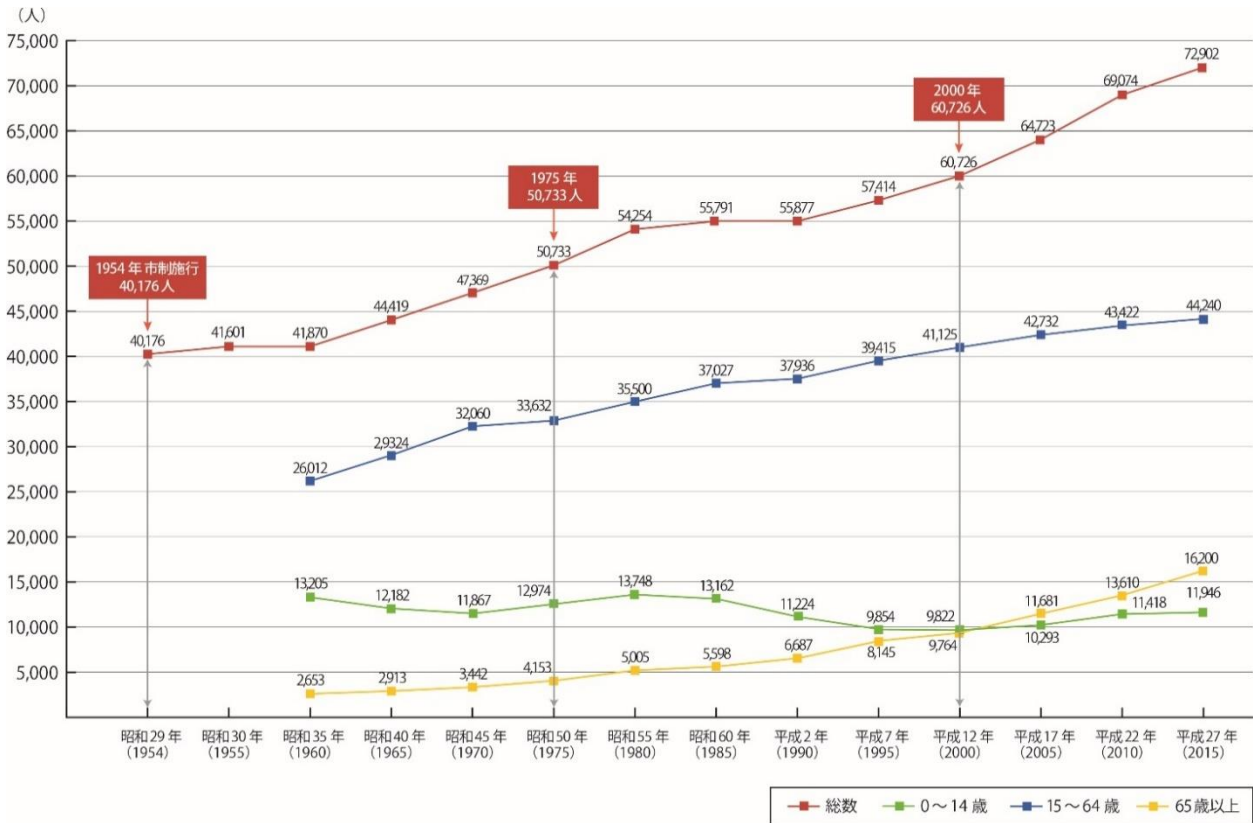
⁸ だれもがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のこと

⁹ ICT（情報通信技術）を活用した、時間や場所にとらわれない働き方

3) 鳥栖市の現状

(1) 人口

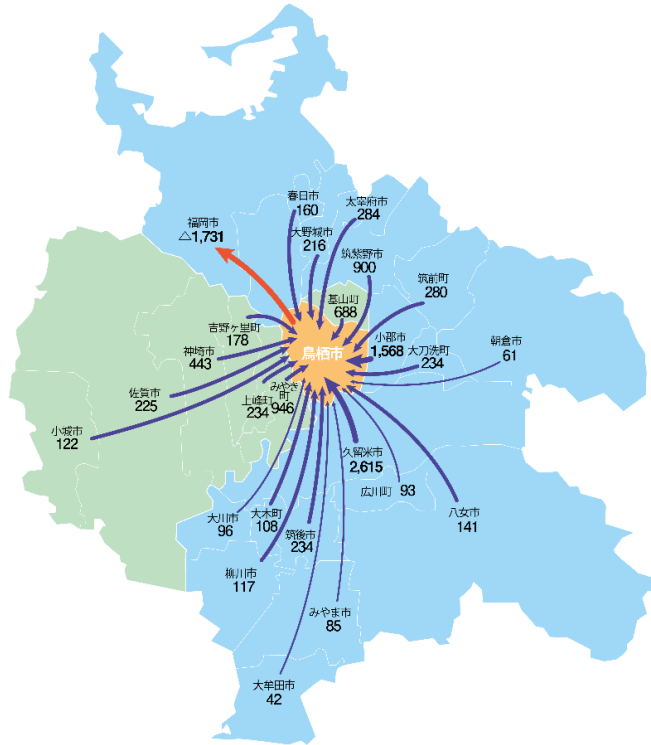
- ・本市の人口は、市制施行当時（1954年）40,176人でしたが、2015年9月末人口では72,902人と、継続的に増加しています。
- ・人口が増加する一方で、年齢3区分別の人口構成を見ると、近年、14歳以下の人口の割合は横ばい傾向にあり、高齢化率は一貫して少しずつ上昇を続けています。



資料：国勢調査

- ・周辺市町村から本市へ通勤している人は2万人以上となっており、中でも久留米市からは5千人超と非常に多くの人々が通勤しているなど、周辺地域の雇用の受け皿となっています。
- ・一方で、福岡市から本市へ通勤しているのは約900人であるのに対し、本市から福岡市へは約2,700人と、福岡市へ通勤している人の方が多くなっています。

鳥栖市への通勤・通学の状況



(単位：人)

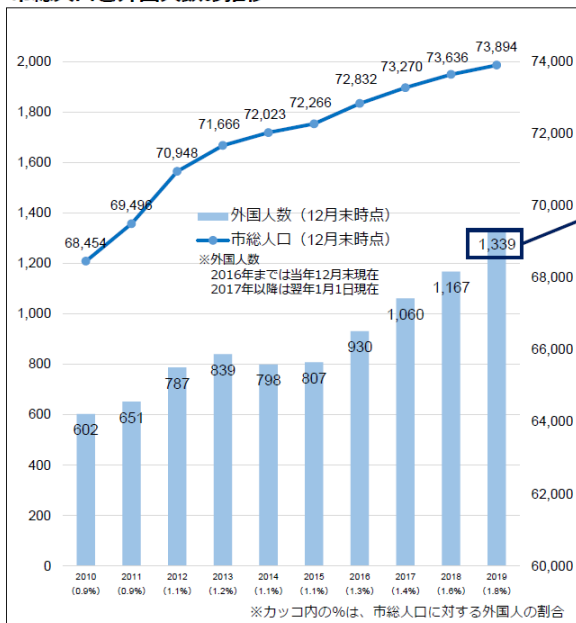
市区町村名	鳥栖市への通勤（流入）	鳥栖市からの通勤（流出）	流入－流出
みやき町	1,927	981	946
基山町	1,847	1,159	688
佐賀市	1,407	1,182	225
神埼市	829	386	443
吉野ヶ里町	736	558	178
上峰町	572	338	234
小城市	160	38	122
久留米市	5,498	2,883	2,615
小郡市	2,369	801	1,568
筑紫野市	1,457	557	900
福岡市	943	2,674	-1,731
太宰府市	431	147	284
筑前町	408	128	280
大刀洗町	376	142	234
大野城市	363	147	216
筑後市	329	95	234
朝倉市	329	268	61
春日市	296	136	160
八女市	211	70	141
柳川市	159	42	117
大川市	148	52	96
広川町	132	39	93
みやま市	118	33	85
大木町	114	6	108
大牟田市	107	65	42
合計	21,266	12,927	8,339

(出典) 総務省「国勢調査報告」

※図に記載の数値は「流入」－「流出」の値
(福岡市のみマイナス)

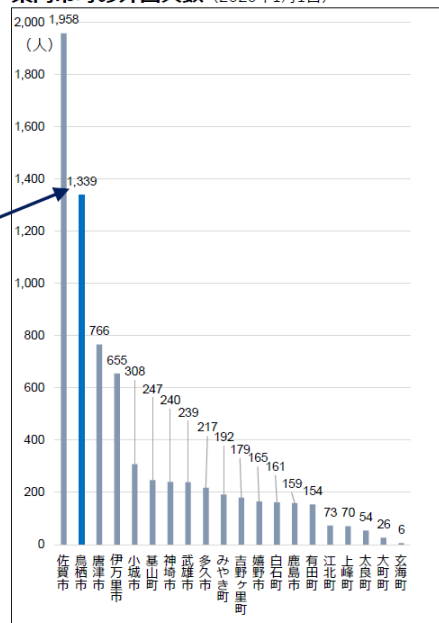
- ・また本市では、在留外国人数が増加傾向にあり、2020年1月時点では、佐賀市について県内2番目に多く、総人口に占める割合は1.8%と県内で最も高い割合となっています。
- ・県内における外国人の就労状況を見ると、ハローワーク鳥栖管内における外国人労働者数が最も多くなっており、市内に多くの雇用の場がある本市においては、今後も外国人労働者の増加が見込まれます。

市総人口と外国人数の推移



(出典) 住民基本台帳、佐賀県公式HP「佐賀県内の在留外国人数」

県内市町の外国人数 (2020年1月1日)

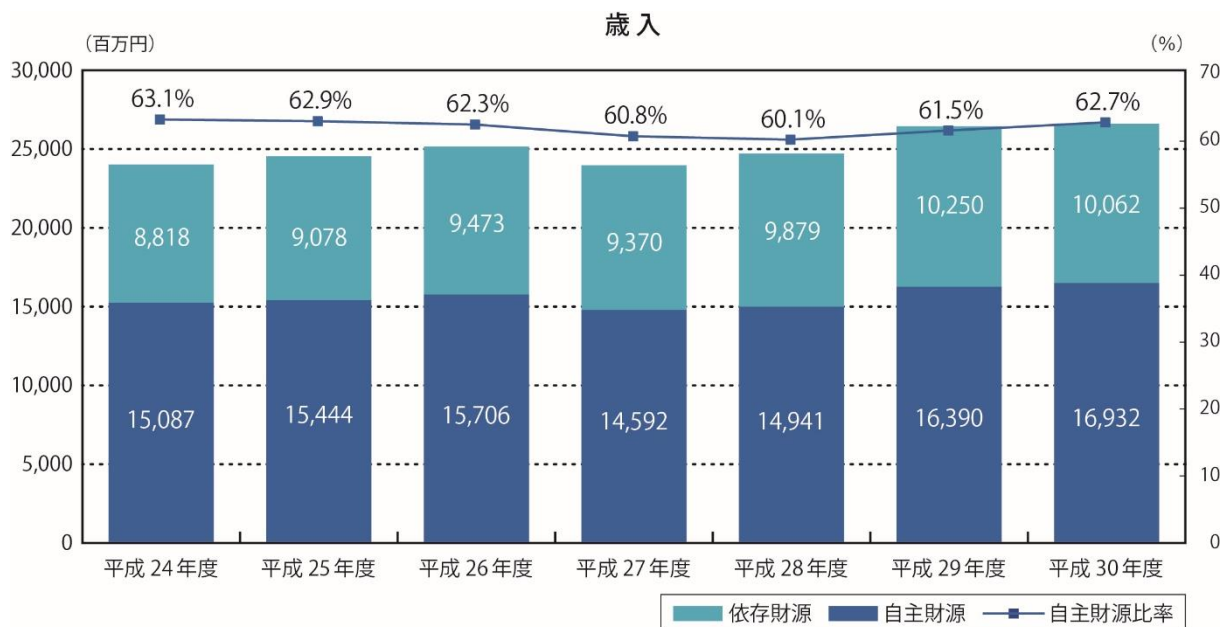


(出典) 佐賀県公式HP「佐賀県内の在留外国人数」

(2) 財政

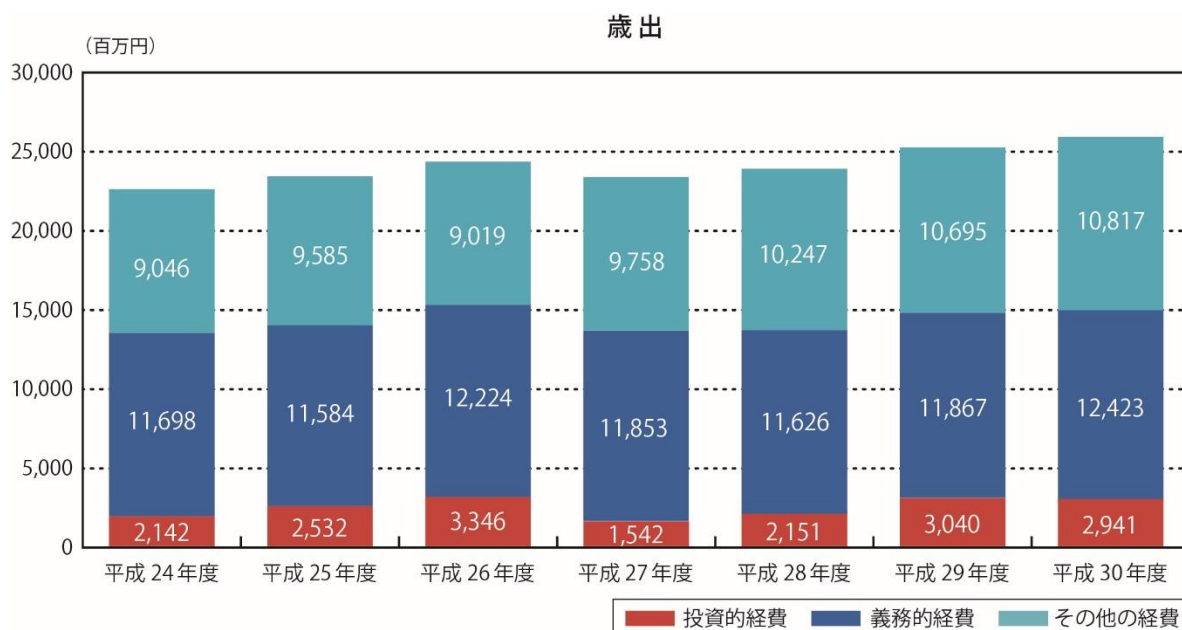
①歳入の推移

鳥栖市の歳入状況は、自主財源が依存財源よりも多くなっており、平成30年度を見ると、自主財源は約170億円、依存財源は約100億円で自主財源比率は62.7%となっています。



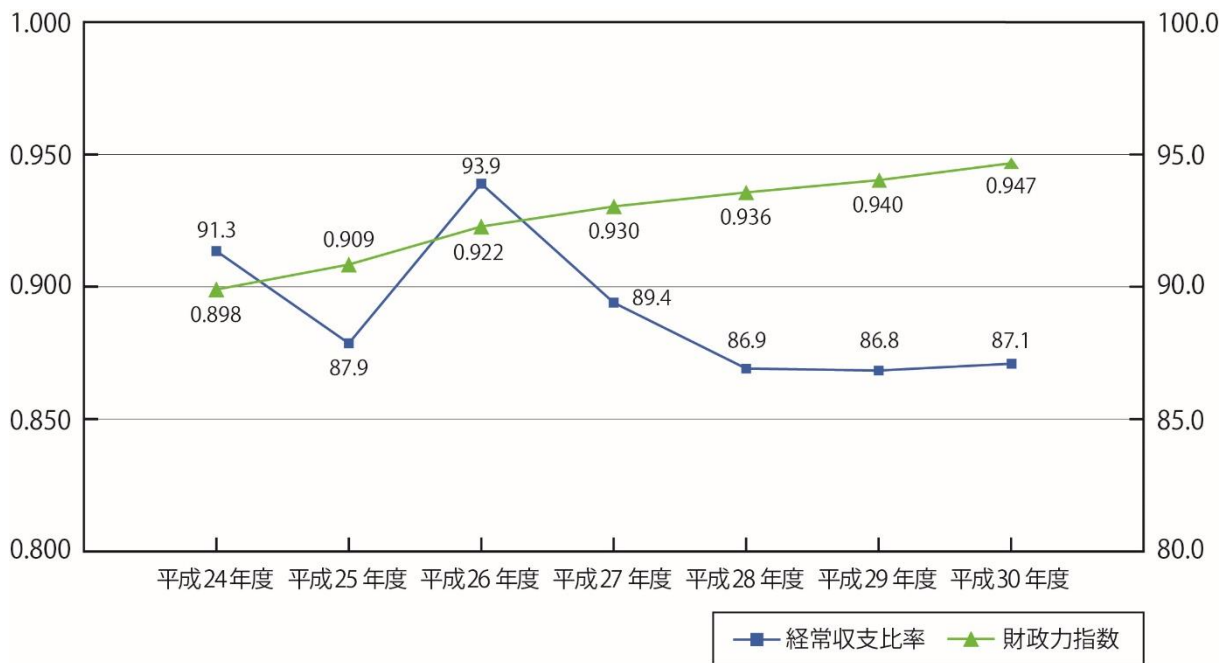
②歳出の推移

鳥栖市の歳出の状況は、公債費の減少とともにいったん減少するものの、扶助費の増加に伴い、義務的経費が増加傾向にあります。投資的経費は大型事業等の関係で年度間にばらつきが見られます。



③財政力指数と経常収支比率の推移

鳥栖市の財政力指数は、ここ数年上昇傾向にあり、安定した財源構造を維持しています。また、財政の硬直化を表す経常収支比率は、平成26年度から低下し、現状横ばいとなっています。



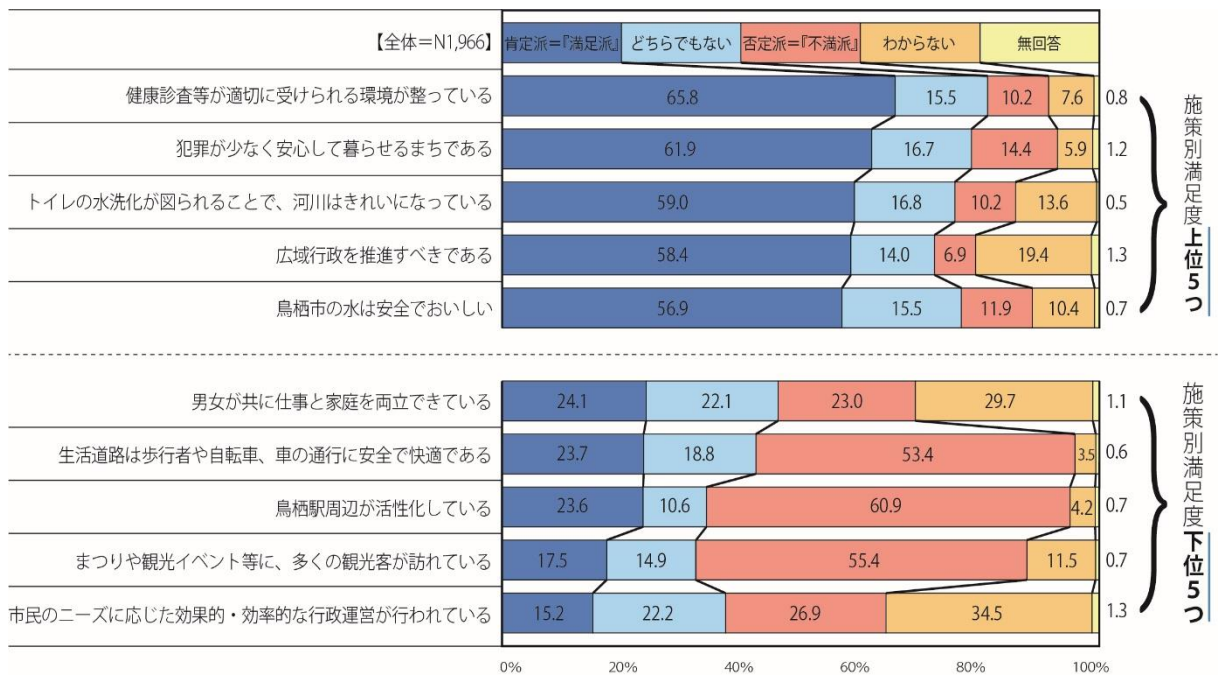
(3) 市民の評価

平成 30 年 12 月から令和元年 5 月にかけて 18 歳以上の市民 4,500 人を対象に「鳥栖市のまちづくりに関する市民満足度」を実施しました。

調査概要	配布数	回収数	回収率
	4,500 人	1,966 人	43.7%

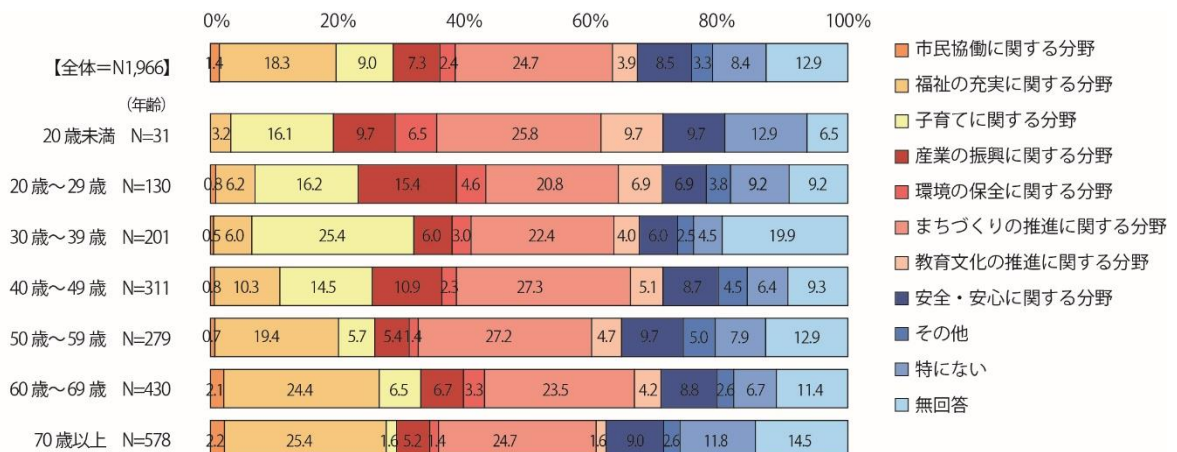
【施策別の満足度】

第 6 次鳥栖市総合計画に基づく施策 (32 項目) に対する満足度については、「健康づくり」に関するものが最も高い満足度となっており、行政運営に関するものが最も低い満足度となっています。



【充実させたい分野】

鳥栖市の取組について、充実させたい分野として年齢層が高くなるほど「福祉の充実に関する分野」の割合が最も高くなっており、30 代以下においては「子育てに関する分野」の割合が最も高くなっています。また、20 代においては「産業の振興に関する分野」の割合が高くなっています。



3. 鳥栖市の課題

1) 鳥栖を支える“人”

- ・鳥栖市は人口増加が続いており、2030年までこの傾向は続くと推計されていますが、若者を中心とした転出超過の状況が今後も続き、高齢化社会の進行が進むと、人材不足や競争力の低下、社会保障関係経費の増大など、多方面においてその影響は避けることができないと考えられます。
- ・今後も安定的な人口や人口構成を維持していくためには、安心して子どもを産み、育てられる環境の充実や、鳥栖育ちの子ども達が、鳥栖市にふるさとを実感することで、市内への定着につなげていくことが重要です。

2) 鳥栖を支える“都市基盤”

- ・本市は、九州陸路交通のクロスポイントとして、交通・物流の要衝という地理的優位性を活かして、市制施行から今日まで企業誘致に取り組み、内陸工業都市として仕事の創出と併せた住宅地、生活インフラの整備等に取り組んできました。
- ・企業誘致は本市の発展の礎となるものでありますが、すでに産業用地は不足しており、その確保が求められています。また、各種産業は経済のグローバル化により事業所再編等の対象となる恐れもあることから、市内において安定的に雇用を確保することや、今後の人材確保が一層難しくなることも想定されるため、人材確保の工夫や、人材の定着を図ることが求められます。
- ・鳥栖駅周辺は中心市街地としての機能を有している一方で、東西市街地の連続性や駅周辺の利便性向上が課題としてあり、これまでの経緯を踏まえたうえで、実現可能な方策の検討が必要となっています。また、新鳥栖駅周辺は、都市的土地利用が課題であり、広域的な拠点性を活かす機能誘導が求められています。
- ・高度経済成長期に整備された公共施設や道路、橋梁上下水道施設等のインフラの老朽化が顕在化しており、長寿命化を踏まえた戦略的な維持管理・更新を進めていくことが求められています。
- ・多発する豪雨による浸水被害や地震等の自然災害に対して、被害を最小限に抑えるための対策が必要となっています。
- ・高齢化社会の進行等の社会情勢の変化に伴い、買い物や通院など市民の日常生活に必要な交通手段の確保が求められるようになっており、公共交通体系の在り方についても検討が必要となっています。
- ・IoTやAIなどのデジタル技術の飛躍的な発達は、企業の産業活動だけでなく、行政や教育、市民生活にまで影響を及ぼしており、本市においてもデジタル技術を活用することで、住民サービスの向上や教育環境の充実、行政事務の効率化などに取り組んでいく必要があります。
- ・新たな感染症である新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、本市においても経済状況等に大きな影響を及ぼしています。また、その影響により日常生活の各場面におい

て新しい生活様式が確立されつつあり、テレワークなどの働き方の浸透も進んでいることから、総合的な対応が求められています。さらに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の収束後（アフターコロナ）を見据え、新たな常態がもたらす課題等を意識しながら、各種施策に取り組んでいく必要があります。

3) 鳥栖を支える“地域”

- ・本市においては、2010年に策定した「地域づくり基本構想¹⁰」に基づき、8つの全小学校区でまちづくり推進協議会¹¹が設立されました。さらに、各地区で策定した「まちづくり推進計画」に基づき、地域内の課題解決などに取り組んでいます。
- ・一方で、地域のまちづくりに関わる人材の高齢化が進んでいることから、若い世代がまちづくりに関わるような工夫やきっかけづくりが求められます。
- ・また、近年頻発する豪雨による自然災害等により安全・安心への意識が高まっており、災害等の発生時には、地域・家庭等における人と人の支え合いが重要であることから、地域住民同士が日常生活からつながり合う地域コミュニティ機能の向上が求められます。
- ・さらに、鳥栖市では、市内に日本語学校や就労先があることで留学や技能実習といった在留資格を持つ外国人が増加しており、労働力の一端を担うようにもなっています。
- ・一方で、地域においては文化や習慣の違い等を背景とする様々な課題も顕在化してきており、国籍等を問わず人と人とが互いに認め合い、尊敬しあう多文化共生の浸透がより重要視されるようになっていきます。

¹⁰ “みんなで築く市民協働のまちづくり”をメインスローガンとし、市民一人一人が鳥栖市を担う一員であるという認識を持って、課題解決のためにみんなで知恵を出し合い、自主的・主体的な参画により市民相互及び市民と行政との協働によるまちづくりを進めるもの

¹¹ まちづくりの主体である地区住民が一致協力し、「私たちの好きなまちは私たちでつくろう」を合言葉に、地区におけるまちづくりの立案や活動を展開していくための組織

基本構想（案）

1. 基本構想

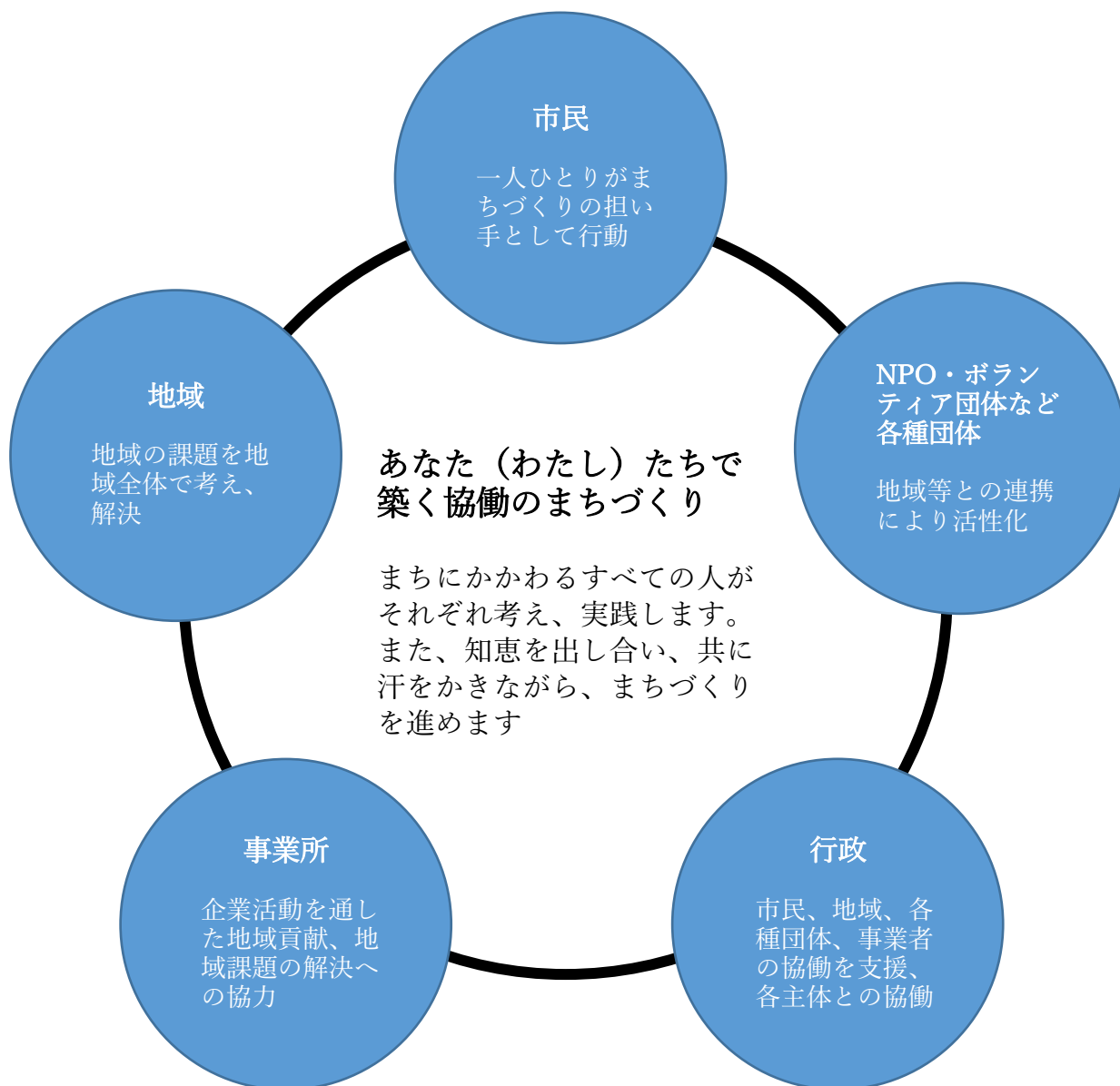
1) はじめに

まちづくりの主役はあなた（わたし）です

鳥栖市は、まちに暮らし、関わる人々が、豊かさを実感し、支え合いながら、明るく、健康で、安心して過ごすことのできるまちを目指しています。

また、これから鳥栖を担っていく子どもたちのために、より魅力的で自慢できるまちを創っていくことは、いま鳥栖市で生きる私たちの役目です。

これからもまちの魅力を高め、より良いまちを引き継いでいくためには、鳥栖で暮らし、働き、活動し、学ぶすべての人が同じ考えを共有し、それぞれの役目を果たしながらチャレンジしていくことが重要です。



2) 将来都市像

住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち 鳥栖

—“鳥栖スタイル”の深化—

鳥栖市では、これまで「鳥栖にしかできない・鳥栖だからできる・鳥栖らしい」取組を一つひとつみんなで考え、取り組んできました。今後もアクションを起こすことでまちの魅力を高めていく—それが“鳥栖スタイル”のまちづくりです。この“鳥栖スタイル”を浸透させることによりまちの魅力を高めながら、『住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち 鳥栖』の実現を目指します。

3つの“鳥栖スタイル”

①住み良さを実感し、誇りにできるまち

市民の声が活かされ、九州をリードするような魅力ある取組や、身近な生活環境を改善していく取組により、市民が住み良さを実感するとともに、誇りに思えるまちづくりを進めます。

また、鳥栖のまちや市民に魅力を感じて、「鳥栖に住んでみたい」「鳥栖に住み続けたい」と思えるようなまちづくりを進めます。

②市民がつながり、活躍できるまち

まちの魅力を高め、より良いまちを引き継いでいくためには、行政がやるべきこと、市民一人ひとりができること、企業・団体・地域ができることをそれぞれが考え、実践することが重要です。

「鳥栖をこんなまちにしたい。そのためにはこんなことができる。」—市民がこうした気持ちになれるよう、行政がともに考え、後押しし、人と人がつながり、市民が活躍できるまちづくりを進めます。

③九州を繋ぎ、リードするまち

鳥栖は、九州陸路交通のクロスポイントという地理的優位性、優れた技術・産業が集積するまちです。

今後もこれらの魅力を磨き、有効に活かす取組を展開することで、九州における存在感を発揮し、九州を繋ぎ、リードするまちづくりを進めます。

3) 基本目標

将来都市像を実現するため、6つの基本目標とその推進にあたっての考え方を掲げます。

基本目標1. 自然との共生を図り、未来へつなぐまち

環境を守り、育て、緑豊かな環境づくりを推進することで、自然との共生を図るとともに、郷土の歴史を未来へつなぐ、魅力ある歴史的資源を大切に受け継ぐまちを目指します。

1. 自然環境保全と循環型社会の推進
2. 集い、交流する緑の空間の創出
3. 魅力ある歴史的資源を保存・活用・継承

基本目標2. 快適な生活を支えるまち

都市と自然が調和した計画的な土地利用、魅力ある賑わい拠点の形成、生活道路や上下水道などの社会基盤施設の継続した整備、地域公共交通網の確保・維持などを推進することで、市民の快適な生活を支えるまちを目指します。

1. 都市と自然が調和した計画的な土地利用の推進
2. 魅力ある賑わい拠点の形成
3. 社会基盤施設の整備と安定的な維持管理
4. 快適に通行できる幹線道路の整備
5. 分かりやすく、利用しやすい、地域に愛される公共交通の実現

基本目標3. 安全で安心して暮らせるまち

近年頻発する豪雨などによる大規模自然災害の被害等を最小限に抑えるとともに、市民生活に身近な防犯や交通安全対策などを推進することで、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

1. 市民の大切な生命と財産の保全
2. 暮らしの安全と安心の確保
3. 快適な住環境の提供

基本目標4. 誰もがいきいきと暮らせるまち

市民が生涯にわたって健康に暮らし、高齢者や障害者が安心して主体的な生活が送れるような、また、一人ひとりの自由な考え方や個性が尊重され、人の多様性を認め合えるような、誰もがいきいきと暮らせるまちを目指します。

1. 心身ともに健やかであるための健康づくり
2. 安心して医療が受けられる体制づくり
3. 認め合い、支え合う高齢者・障害者福祉の推進
4. つながり、支え合う地域福祉の推進
5. 安心と自立を支える社会保障の推進
6. 自己実現の喜びにつながる生涯学習の推進
7. 人権が尊重される社会の実現
8. 男女共同参画社会¹²の実現
9. 多文化共生社会¹³の実現

基本目標5. 子どもが心豊かに育つまち

出産から子育てまで、切れ目のない支援を行い、安心して産み育てられる環境をつくるとともに、未来を担う子どもたちを育む教育と安全で安心して学べる環境をつくることで、子どもが心豊かに成長できるまちを目指します。

1. 子どもを安心して産み、育てられる環境づくり
2. 未来を創る子どもを育む教育の推進
3. 安全で安心して学べる教育環境づくり
4. 青少年の心豊かな育みの推進

基本目標6. 活力と賑わいにあふれるまち

鳥栖市が将来にわたって発展し続けるために、農林業、商工業の振興を図り、活力にあふれるまちを目指します。また、観光やスポーツ、文化芸術の振興を図り、多くの市民や地域が賑わいにあふれるまちを目指します。

1. 農林業の振興
2. 商工業の振興
3. 観光の振興
4. スポーツの振興
5. 文化芸術の振興

¹² 男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、均等に利益を受けるとともに、責任を負う社会のこと

¹³ 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会

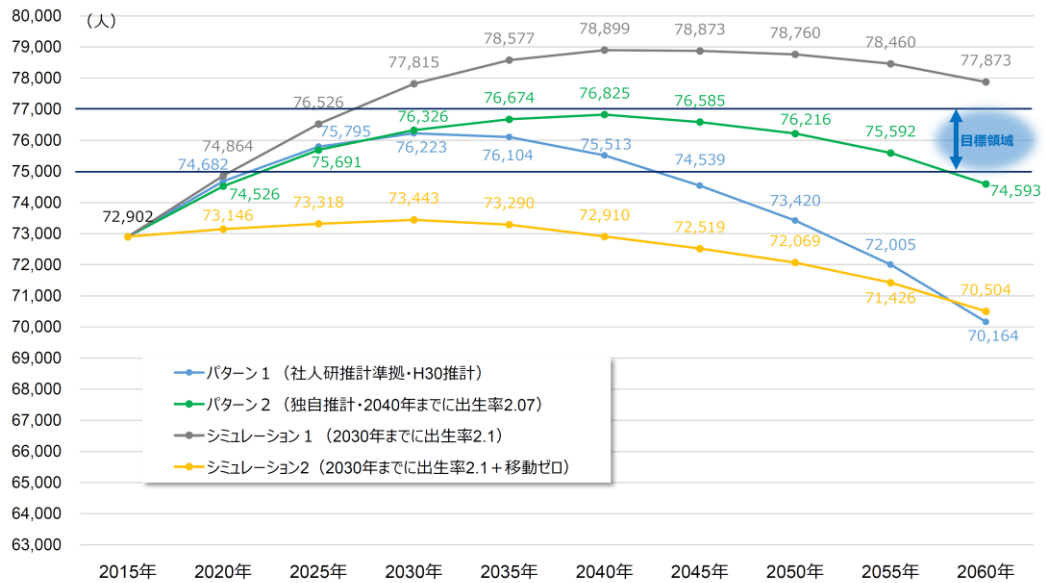
【基本目標を推進するにあたっての考え方】

将来都市像の実現のため、基本目標の推進にあたっては、まちづくりの様々な分野で市民や地域などとの協働を推進していきます。また、デジタル技術等を活用した市民サービスの向上や社会環境などの変化に対する柔軟な対応などの効果的・効率的な行政運営、将来を見据え、安定した財源の確保などの持続可能な財政運営を推進していきます。

4) 将来目標人口

本計画における将来の目標人口は、鳥栖市人口ビジョン（令和2（2020）年3月）¹⁴に示す人口の将来展望（2060年に75,000人～77,000人を基礎とする）を長期目標として設定します。

出生率が人口置換水準（2.07）を達成し、これまでどおりの社会増を維持したと仮定した場合における人口増加水準を理想としながら、バランスの取れた人口構造を維持していくことを目標とします。

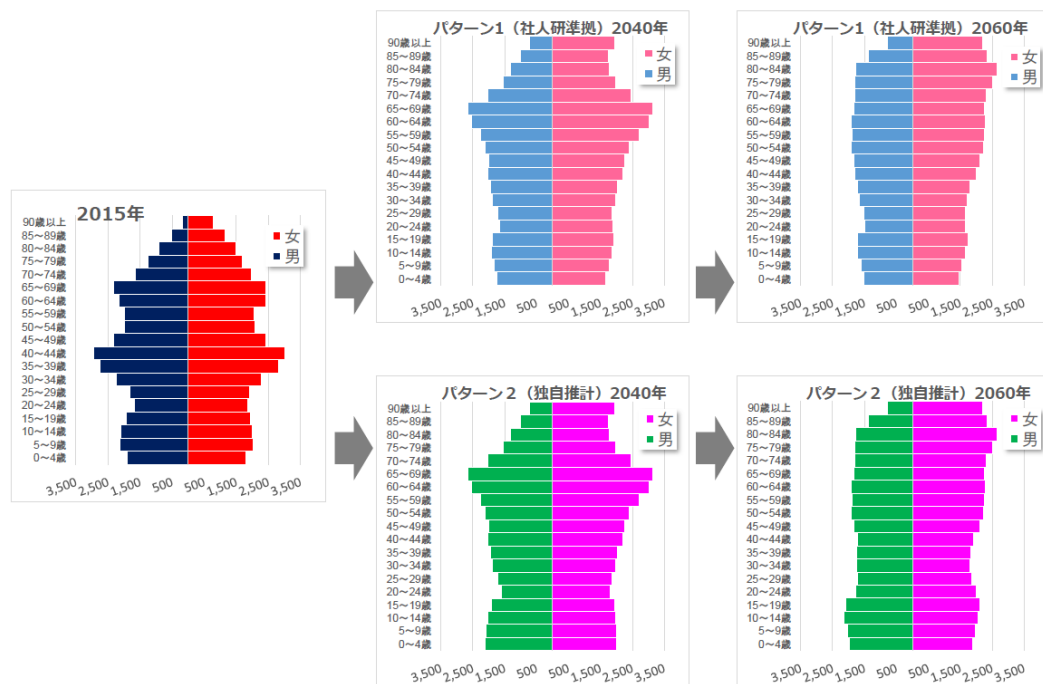


(出典) 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局提供資料を基に作成

パターン2：合計特殊出生率が国の目標値(人口置換水準)を達成・推移すると仮定した場合

2015年	2020年	2030年	2040年
1.64	1.64	1.80	2.07

62



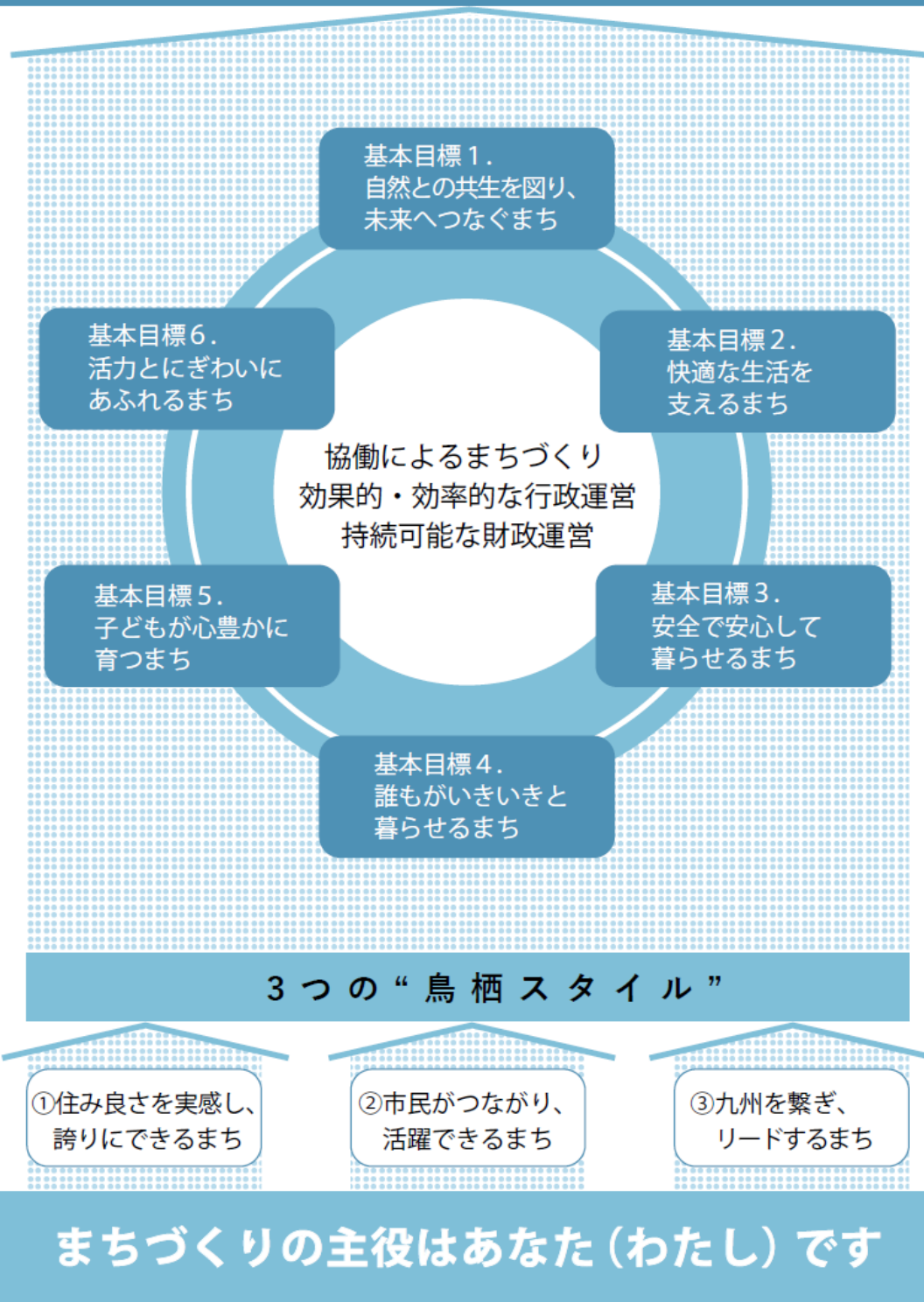
(出典) 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局提供資料を基に作成

¹⁴ まち・ひと・しごと創生法に基づき、本市の人口の現状と将来展望を提示するもの。国の長期ビジョンを勘案して策定しており、「鳥栖発」創生総合戦略における施策検討の基礎としている

第7次鳥栖市総合計画の体系イメージ

< 将来都市像 >

住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち 鳥栖
— “鳥栖スタイルの深化” —



前期基本計画（案）

1. 基本計画の位置付け

基本計画とは、基本構想に位置付ける将来都市像や基本目標を実現するために、各種施策を体系化し具体的に示したものです。基本計画では、6つの基本目標毎に施策の方向性や主な取組等を示すとともに、基本目標を推進するにあたっての考え方を示しています。

2. SDGs（持続可能な開発目標）との関連付け

2015年9月の国連サミットにおいて2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標が採択され、その中で、「誰一人取り残さない」という理念のもと、17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられました。この目標がSDGsであり、各国や地域、企業や個人など、あらゆる人々が協力して取り組むことが重視されています。本市としても、基本目標毎に位置付ける各種施策の推進において、SDGsの理念を意識しながら取り組むために、各種施策とSDGsとの関連付けを行いました。



【貧困】

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



【飢餓】

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



【保健】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



【教育】

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



【ジェンダー】

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



【水・衛生】

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



【エネルギー】

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



【経済成長と雇用】

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



【インフラ、産業化、イノベーション】

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



【不平等】

国内及び各国間での不平等を是正する



【持続可能な都市】

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



【持続可能な消費と生産】

持続可能な消費生産形態を確保する



【気候変動】

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



【海洋資源】

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



【陸上資源】

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



【平和】

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



【実施手段】

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



3. 基本計画の体系

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 3つの“鳥栖スタイル” 「住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち 鳥栖―“鳥栖スタイルの深化”―」 </p>		基本目標	施策
		<p>1.自然との共生を図り、未来へつなぐまち</p> 	<p>1.自然環境保全と循環型社会の推進</p> <p>2.集い、交流する緑の空間の創出</p> <p>3.魅力ある歴史的資源を保存・活用・継承</p>
<p>2.快適な生活を支えるまち</p> 	<p>1.都市と自然が調和した計画的な土地利用の推進</p> <p>2.魅力ある賑わい拠点の形成</p> <p>3.社会基盤施設の整備と安定的な維持管理</p> <p>4.快適に通行できる幹線道路の整備</p> <p>5.分かりやすく、利用しやすい、地域に愛される公共交通の実現</p>		
<p>3.安全で安心して暮らせるまち</p> 	<p>1.市民の大切な生命と財産の保全</p> <p>2.暮らしの安全と安心の確保</p> <p>3.快適な住環境の提供</p>		
<p>4.誰もがいきいきと暮らせるまち</p> 	<p>1.心身ともに健やかであるための健康づくり</p> <p>2.安心して医療が受けられる体制づくり</p> <p>3.認め合い、支え合う高齢者・障害者福祉の推進</p> <p>4.つながり、支え合う地域福祉の推進</p> <p>5.安心と自立を支える社会保障の推進</p> <p>6.自己実現の喜びにつながる生涯学習の推進</p> <p>7.人権が尊重される社会の実現</p> <p>8.男女共同参画社会の実現</p> <p>9.多文化共生社会の実現</p>		
<p>5.子どもが心豊かに育つまち</p> 	<p>1.子どもを安心して産み、育てられる環境づくり</p> <p>2.未来を創る子どもを育む教育の推進</p> <p>3.安全で安心して学べる教育環境づくり</p> <p>4.青少年の心豊かな育みの推進</p>		
<p>6.活力と賑わいにあふれるまち</p> 	<p>1.農林業の振興</p> <p>2.商工業の振興</p> <p>3.観光の振興</p> <p>4.スポーツの振興</p> <p>5.文化芸術の振興</p>		
<p>基本目標を推進するにあたっての考え方</p> 			
<p>○協働のまちづくり ○効果的・効率的な行政運営の推進 ○持続可能な財政運営の推進</p>			

4. 3つの“鳥栖スタイル”に沿った施策

将来都市像「住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち 鳥栖 –“鳥栖スタイルの深化”–」の実現に向けて、基本構想に位置付ける3つの“鳥栖スタイル”の方向性に沿った施策に取り組んでいきます。

①住み良さを実感し、誇りにできるまち

基本目標	施策
1. 自然との共生を図り、未来へつなぐまち	1. 自然環境保全と循環型社会の推進
	2. 集い、交流する緑の空間の創出
	3. 魅力ある歴史的資源を保存・活用・継承
2. 快適な生活を支えるまち	1. 都市と自然が調和した計画的な土地利用の推進
	2. 魅力ある賑わい拠点の形成
	3. 社会基盤施設の整備と安定的な維持管理
	4. 快適に通行できる幹線道路の整備
	5. 分かりやすく、利用しやすい、地域に愛される公共交通の実現
3. 安全で安心して暮らせるまち	1. 市民の大切な生命と財産の保全
	2. 暮らしの安全と安心の確保
	3. 快適な住環境の提供
4. 誰もがいきいきと暮らせるまち	2. 安心して医療が受けられる体制づくり
	6. 自己実現の喜びにつながる生涯学習の推進
	7. 人権が尊重される社会の実現
	8. 男女共同参画社会の実現
	9. 多文化共生社会の実現
5. 子どもが心豊かに育つまち	1. 子どもを安心して産み、育てられる環境づくり
	2. 未来を創る子どもを育む教育の推進
	3. 安全で安心して学べる教育環境づくり
	4. 青少年の心豊かな育みの推進

②市民がつながり、活躍できるまち

基本目標	施策
4. 誰もがいきいきと暮らせるまち	1. 心身ともに健やかであるための健康づくり
	3. 認め合い、支え合う高齢者・障害者福祉の推進
	4. つながり、支え合う地域福祉の推進
	5. 安心と自立を支える社会保障の推進
	6. 自己実現の喜びにつながる生涯学習の推進
	7. 人権が尊重される社会の実現
	8. 男女共同参画社会の実現
	9. 多文化共生社会の実現

③九州を繋ぎ、リードするまち

基本目標	施策
2. 快適な生活を支えるまち	2. 魅力ある賑わい拠点の形成
	4. 快適に通行できる幹線道路の整備
6. 活力と賑わいにあふれるまち	1. 農林業の振興
	2. 商工業の振興
	3. 観光の振興
	4. スポーツの振興
	5. 文化芸術の振興

5. 基本目標を実現するための施策

基本目標1 自然との共生を図り、未来へつなぐまち



施策1 自然環境保全と循環型社会の推進

豊かな水と緑あふれる自然環境、快適で住みよい生活環境、地球環境を守り、育て、子どもたちへ引き継ぎます。また、3R¹⁵（減らす、繰り返し使う、再資源化する）を実践し、限られた資源を有効利用することで、循環型社会¹⁶の構築を目指します。

現状と課題

- ・市内全小学校や各町区における環境教育・環境講座やまちづくり推進協議会と連携した定期的な環境美化活動に取り組んでいます。今後は、近年増加している外国人住民をはじめ、これまでアプローチできていない層が身近な自然・環境への関心を持てるよう、裾野を広げるための取組を行っていく必要があります。
- ・近年、全国各地で発生している台風や大雨等による自然災害は、地球温暖化に伴う気候変動による影響と考えられています。このため、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスである二酸化炭素などの排出量を抑制する取り組みを進めていく必要があります。
- ・プラスチック製買物袋の有料化など日常生活への影響もあり、環境への関心が高まっている一方で、市内の資源回収推進団体や町区での資源物コンテナ分別収集による資源物の回収量は減少し、リサイクル率¹⁷は低迷しているため、その改善を行っていく必要があります。
- ・環境問題は日常生活や事業活動に起因するものが多く、市民一人ひとりの環境問題への意識醸成とともに、循環型社会への対応に取り組んでいく必要があります。

¹⁵ Reduce（リデュース＝減らす）、Reuse（リユース＝繰り返し使う）、Recycle（リサイクル＝再資源化する）の3つのRの総称

¹⁶ 廃棄物の発生を抑制し、再利用やリサイクルを行うことで、廃棄物の量を少なくし、資源として循環利用する社会のこと

¹⁷ ごみとして出されたもののうち資源としてリサイクル可能なものの量の割合。（資源化量+集団回収量）÷（ごみ排出量+集団回収量）。集団回収量とは子ども会等による廃品回収などで集められた資源物の量のこと

主な取組	内容
自然・環境保全活動の推進	市民や事業者が自然・環境について学ぶとともに、自然と触れ合う機会の創出に取り組みます。また、市民等との連携による環境保全や環境美化の活動に取り組みます。
地球温暖化対策の推進	地球温暖化の原因とされる温室効果ガスを抑制するための対策に取り組みます。
ごみ減量とリサイクルの推進	ごみの減量化や、資源物の分別収集によるリサイクルに取り組みます。

成果指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
市民1人あたりのCO ₂ 排出量 ¹⁸	11.3t/年	9.7t/年
市民1人1日当たりの資源物以外のごみ排出量	877g/人・日	830g/人・日
リサイクル率 ¹⁹	24.9%	24.6%

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
環境美化活動参加者数	1,731人/年	1,800人/年

¹⁸ 現状は環境省が公表する各自治体の「部門別CO₂排出量の現況推計」の最新版（平成29年度）から算出した値

¹⁹ 次期ごみ処理施設の稼働に伴い、令和6年度からごみ処理方法が変更となるため、目標は表記の数値となる

基本目標1 自然との共生を図り、未来へつなぐまち



施策2 集い、交流する緑の空間の創出

だれもが楽しく集い、交流できる公園などの適切な整備・管理を推進します。

現状と課題

- ・公園などは、市民が集い交流する空間ですが、遊具など公園施設の老朽化が進み、安全性の確保が求められています。そのため、定期的に点検を行い、老朽化した公園施設の更新や修繕などに取り組んでいく必要があります。加えて、子育て世代の環境を充実させるため、遊具などの拡充等について検討していく必要もあります。
- ・地元町区やボランティア団体などの協力により、緑の保全や活用などに取り組んでいますが、主体的に活動するボランティア団体の減少が課題となっていることから、気軽に市民が取り組みやすい仕組み・機会づくりに取り組んでいく必要があります。

主な取組	内容
公園などの整備と適正管理	遊具を含む公園施設について、安全性の確保を徹底するとともに、必要に応じた設備の充実や更新などに取り組みます。
緑豊かな環境づくりの推進	緑の環境づくりを推進するため、園芸教室・花と緑のイベント開催などを通じ、市民の花や緑への関心を高める取組を行っていきます。

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
公園施設の更新等を行う箇所数 （施設数）（累計）	5箇所	114箇所

基本目標1 自然との共生を図り、未来へつなぐまち



施策3 魅力ある歴史的資源の保存・活用・継承

市民一人ひとりが地域の歴史や文化に誇りと愛着を持ち、伝統を守り、活かし、伝えられるよう、歴史的資源の適切な保存・活用を推進します。

現状と課題

- ・本市に数多く存在する貴重な文化財や伝統芸能等の歴史的資源の多くは認知度が低いいため、幅広い年齢層向けの周知活動や、観光資源等と連携した訪問促進等により、市内外で認知拡大していく必要があります。
- ・また、伝統芸能においては後継者不足が課題となっており、継承する人材の確保・育成など、保存・活用のための支援が必要です。

主な取組	内容
歴史的資源の保護と積極的な活用	<p>歴史的資源を保護し、次の世代へ継承するとともに、市内外への PR や、市民がこれらに触れる機会を提供するなどその活用を進めます。</p> <p>また、民俗芸能の保存・伝承等歴史的資源を保護・活用する市民や事業者の取組を支援します。</p> <p>さらに、指定文化財等だけでなく、未指定の文化財等を含めた鳥栖地域の歴史的資源を一体的に保存・活用していく取組を進めます。</p>

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
展示会・見学会・講座等の件数及び延べ参加者数	<p>17 件/年</p> <p>5,268 人/年</p>	<p>25 件/年</p> <p>7,000 人/年</p>
勝尾城筑紫氏遺跡葛籠城地区の公有化率	81.5%	93.4%

基本目標 2 快適な生活を支えるまち



施策 1 都市と自然が調和した計画的な土地利用の推進

都市機能と自然環境が調和した持続可能な都市形成を図ります。

現状と課題

- ・土地利用の現状や動向を踏まえ、用途地域²⁰等の見直しや市街化調整区域²¹の既存集落の維持・活性化を図る 50 戸連たん制度²²の運用を行っています。今後は、都市のより持続的な発展が可能となるよう、無秩序な市街地の拡大を抑制しつつ、計画的かつ健全な土地利用を進めていく必要があります。

²⁰ 良好な市街地環境の形成や都市における住居・商業・工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として都市計画法で定められた 12 種の地域

²¹ 市街化を抑制すべき区域。開発行為等が制限される

²² 市街化調整区域にある既存集落の人口減少抑制と地域コミュニティの維持を目的として、佐賀県都市計画法施行条例の規定に基づき、要件に合致した区域を指定し、一定の開発行為等を認めること

主な取組	内容
計画的かつ健全な土地利用の推進	<p>適正な市街地の規模・用途による土地利用を行うことで、コンパクトで効率的な市街地の形成を図ります。</p> <p>市街化区域²³は、都市機能の適正な配置や建築物等の適切な誘導により、市街地の居住密度の維持・向上、地域特性に応じた快適な居住環境の形成を図ります。</p> <p>市街化調整区域は、農地や山林等の自然環境を適切に保全しつつ、拠点性が高い一定の区域については、必要に応じて都市的土地利用への転換を図るため、地区計画制度²⁴の運用を検討します。</p>

成果指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
市街化区域の人口密度	3,606 人／km ²	3,693 人／km ²

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
市街化調整区域における地区計画数（累計） ²⁵	—	2 件

²³ 既に市街化を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

²⁴ 地区の特性に応じた良好な環境づくりを目指し、土地所有者などと行政が協働で建築物の規模や形態の制限などのきめ細かいルールをつくり、都市計画に定める制度

²⁵ 地区計画制度の運用検討中のため、現状は「—」表記とする

基本目標2 快適な生活を支えるまち



施策2 魅力ある賑わい拠点の形成

鳥栖駅と新鳥栖駅を軸とした賑わいと活力にあふれた拠点形成を推進します。

現状と課題

- ・鳥栖駅周辺は、鳥栖スタジアムなどの集客施設が立地するなど中心市街地としての機能を有している一方で、東西市街地の連続性や駅周辺の利便性向上が課題となっています。
- ・九州新幹線西九州ルートは2022年に暫定開業を予定しており、九州全域を視野に入れた玄関口である新鳥栖駅の観光・交流拠点としての価値が更に高まることが予測されることから、新鳥栖駅の広域的な拠点性を活かす機能誘導が求められます。
- ・中心市街地においては、ライフスタイルの変化、郊外大型店の立地等により、空き店舗の増加などかつての賑わいが失われています。中心市街地を鳥栖市の核にふさわしい人々が集い、賑わう場所づくりを行うことが課題となっています。

主な取組	内容
鳥栖駅・新鳥栖駅を軸とした賑わい拠点の形成	鳥栖駅周辺は、回遊性を高めること等で、賑わいある拠点の形成を目指します。 新鳥栖駅周辺は、九州全域を視野に入れた本市の玄関口であり、多くの人が集まる広域交流拠点として、観光やビジネス等の広域的な視点から、魅力ある拠点形成を目指します。
中心市街地の活性化	人・モノ・情報が集まる魅力ある賑わい拠点にふさわしい中心市街地の活性化に取り組みます。

成果指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
鳥栖駅利用者数	14,264 人/日	14,600 人/日
新鳥栖駅利用者数	3,284 人/日	3,800 人/日
中心商店街通行量（商店街 15 地点での平日及び休日の 2 日間）	19,895 人	22,000 人

基本目標 2 快適な生活を支えるまち



施策 3 社会基盤施設の整備と安定的な維持管理

市民の快適な生活を支える生活道路や上下水道施設などの社会基盤施設を整備し、安定的に維持・管理します。

現状と課題

- ・地域のニーズ等に応じた生活道路の整備を行っていますが、道路幅員が狭い住宅地が存在しており、生活道路の幅員確保を行っていく必要があります。また、近年頻発している自然災害などの状況に鑑みて、災害時に強い安全な生活道路の確保が求められています。
- ・高品質な水道水の安定供給と生活排水の適正処理のため、水道施設や導水管、配水管の更新や下水道施設の耐震化に取り組んでいますが、今後も施設の経年劣化等による老朽化が進むため、計画的で効率的な更新を行っていく必要があります。
- ・水道は市民生活に欠かせない重要なライフラインであり、災害時には、ライフラインの確保が重要であるため、地震や浸水といった災害に強い水道の確保が求められています。

主な取組	内容
生活道路・道路施設の整備	歩行者・自転車・自動車が安全で安心して通行できるよう道路環境の整備・改善を図るとともに、老朽化する橋梁等の道路施設の効率的・効果的な整備に取り組みます。
安定供給と高品質化のための水道施設の整備	適正な浄水処理と水質の管理により、高品質な水道水を安定供給するとともに、老朽化した水道施設の計画的な更新等により、災害に強い水道施設づくりに取り組みます。
適正処理のための下水道施設の整備	生活排水の適正処理のため、下水道施設の更新や耐震化を図るとともに、予防保全的な維持管理に取り組みます。

成果指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
水質管理指標の達成率	95.4%	100%

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
舗装長寿命化修繕計画に基づく舗装打ち替え延長距離（累計） ²⁶	—	3 km
危険度の高い橋梁（跨道橋・跨線橋・水門橋 ²⁷ ）の修繕工事数（累計）	6 橋	16 橋
水道施設（配水管）耐震化率	18%	22%
下水道施設（処理場）耐震化率	44%	65%

²⁶ 令和3年度から取り組む事業のため、現状は「—」表記とする

²⁷ 跨道橋（こどうきょう）は道路を越えるために設置された橋、跨線橋（こせんきょう）は鉄道線路を越えるために設置された橋、水門橋は水門の上に設置された橋

基本目標 2 快適な生活を支えるまち



施策 4 快適に通行できる幹線道路の整備

交通渋滞が緩和され、車両が快適に通行できる幹線道路の整備を促進します。

現状と課題

- ・市内を通る国道 3 号、34 号、県道等の主要な幹線道路では、慢性的な交通混雑が発生しており、通過交通が生活道路に進入するなど市民生活に大きな影響を及ぼしています。
- ・幹線道路においては、交通混雑解消のための道路拡幅工事などが着々と進められており、道路ネットワークの連携強化のため、早期完了が求められています。
- ・九州縦貫自動車道においては、味坂スマート IC（仮称）の整備が進められており、スマート IC と幹線道路を一体的に整備することにより、交通混雑の緩和や沿線の物流の効率化などの効果が期待されます。

主な取組	内容
機能を重視した道路整備の推進	市街地内における円滑な交通処理等に向けた道路新設改良などの効率的で計画的な道路整備を行います。
国道・県道の整備促進	国・県と連携し、広域ネットワークを構築しながら、主要交通結節点へのアクセス改善、交通渋滞の緩和に取り組みます。

成果指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
都市計画道路の整備率	73.2%	75.8%

基本目標2 快適な生活を支えるまち



施策5 分かりやすく、利用しやすい、地域に愛される公共交通の実現

市民が分かりやすく、利用しやすい持続可能な公共交通を目指します。

現状と課題

- ・路線バスの利用者は広域線、市内線どちらも増加傾向にありますが、乗務員不足に伴う人件費の増加や車両維持費の高騰など、今後も財政負担の増加が避けられない状況であり、更なる利用促進を検討していく必要があります。
- ・ミニバスの運行は、交通弱者や路線バスのバス停及び鉄道駅から遠い地域の方の交通手段の確保に繋がっています。市民にもミニバスの運行が定着している一方で、近年は利用者が減少していることから、今後はさらに多くの方が利用しやすくなるような環境整備が求められています。
- ・市民の公共交通に係る課題やニーズに応えるため、必要に応じて新たな交通手段の調査・検討を行っていく必要があります。

主な取組	内容
地域公共交通網の再構築	市民の移動ニーズを分析・把握した上で、路線バスやミニバスのルート見直しなどにより、路線・ダイヤの最適化を図るとともに、積極的な情報発信により、利用者拡大に取り組みます。
交通弱者の移動手段の確保	だれもが移動に困ることがないように、利用状況や移動ニーズを考慮しながら、公共交通網の確保・維持に努めます。

成果指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
路線バス市内線及びミニバス利用者数	137,054 人/年	147,800 人/年

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
ミニバス乗車体験会の実施回数 （累計） ²⁸	—	8 回

²⁸ 令和3年度から取り組む事業のため、現状は「—」表記とする

基本目標3 安全で安心して暮らせるまち



施策1 市民の大切な生命と財産の保全

市民の生命と財産を守るため、防災・減災対策などあらゆるリスクに対応できる体制づくりを推進します。

現状と課題

- ・平成28年の熊本地震や平成29年九州北部豪雨、平成30年7月豪雨及び令和元年7月豪雨など、近隣及び本市において甚大な被害をもたらす災害が多発しています。今後発生が想定される南海トラフ地震²⁹や豪雨災害等の対策として、市民一人ひとりが防災への意識を高め、地域と行政が一体となって防災力を向上させていくとともに、災害発生時に迅速で的確な対応ができる体制づくりに取り組んでいく必要があります。
- ・また、本市では大雨による道路の冠水や住宅地等の浸水被害が発生しており、引き続き、佐賀県が取り組まれている西田川の河川改修事業と連携した雨水整備事業等を推進することで水災害による被害を最小限に抑えるとともに、適切な維持・保全を続けていく必要があります。
- ・火災発生時、消防機関による消火活動が迅速に行われるよう、消防水利施設の増設を行っており、今後も消防署や消防団と連携しながら消防体制の強化を図っていく必要があります。

²⁹ 駿河湾、紀伊半島、土佐湾、日向灘沖までの海域付近で発生する可能性がある大規模地震

主な取組	内容
防災・減災対策の推進	<p>自主防災組織による防災訓練の実施等市民一人ひとりが防災意識を高めるとともに、避難環境を備え、避難行動要支援者³⁰への対策など、関係機関との連携・協力のもと、地域と一体となった防災力の向上に取り組みます。</p> <p>災害発生のおそれや災害発生時に、災害情報を迅速かつ的確に伝達できるよう、多様な情報伝達手段の充実を図ります。</p> <p>継続した雨水整備を進めるとともに、大雨による道路の冠水や浸水被害等が発生するおそれのある箇所を中心に、河川や水路の浚渫や改修等に取り組みます。</p>
防火対策の推進	<p>火災発生時に迅速かつ的確な対応を行えるよう、消防水利施設の設置等や、消防署・消防団と連携しながら消防体制の強化に取り組みます。</p>

成果指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
自主防災組織の組織率	73.3%	86.7%

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
防災ラジオ ³¹ 配布数（累計）	110 台	500 台
浸水実績箇所における対応箇所数（累計）	8 箇所	20 箇所
消防水利施設（消火栓）の設置数（累計）	1,030 箇所	1,050 箇所

³⁰ 要介護高齢者や障害者等の災害発生時に自ら避難することが困難な方や支援を要する方

³¹ 通常のラジオ機能以外に、緊急地震速報や避難勧告等の緊急放送を自動的に受信するラジオ

基本目標3 安全で安心して暮らせるまち



施策2 暮らしの安全と安心の確保

市民の暮らしの安全と安心を確保するため、防犯対策、交通安全対策、消費者被害対策を推進します。

現状と課題

- ・全国的に、犯罪の凶悪化や低年齢化が進んでおり、子どもや高齢者といった社会的弱者が巻き込まれる犯罪が発生しています。本市では、市民の協力のもと子どもたちが危急の際に駆け込める「子ども 110 番の家」を設置していますが、近年は減少傾向にあるため、子どもの安全を確保するための理解を促し協力をあおいでいく必要があります。また、市民一人ひとりが防犯意識を強く持つとともに、地域が一体となって防犯対策に取り組んでいく必要があります。
- ・本市は、幹線道路を中心に交通量も多く、慢性的な交通混雑や交通事故が発生しています。また、近年では高齢ドライバーによる事故やあおり運転などの危険行為も全国的な問題となっており、より一層の交通安全対策を講じる必要があります。
- ・本市では、交通事故の危険性が高い箇所へのガードレールやカーブミラー等の設置を進めており、交通事故を未然に防ぐために、今後も交通安全施設を充実させる必要があります。
- ・全国的に、高齢化の進行や成人年齢の引き下げ、単身世帯の増加等に伴い消費者トラブルに巻き込まれやすく、また、誰にも相談できず1人で抱え込んでしまうことによる消費者トラブルの深刻化が懸念されています。本市においても、高齢者の相談が増加傾向にあり、あわせて相談の多様化、複雑化により相談対応が長時間化・長期化しています。多様化・複雑化する消費生活相談に対応できるよう、誰もが利用しやすい相談体制の充実と、市民一人ひとりが消費生活に関する知識を深め消費者トラブルを未然に防ぐための消費者教育・啓発に取り組む必要があります。

主な取組	内容
防犯対策の推進	日常生活の中でできる防犯対策等について、ホームページや広報紙を通じた情報発信を充実させ、市民一人ひとりの防犯意識の向上に取り組みます。 まちづくり推進協議会や警察等の関係機関と連携しながら、地域の自主的な防犯活動の充実を図ります。 LED 防犯灯や防犯カメラの設置など、犯罪の抑止や安心できる生活環境の整備に取り組みます。
交通安全対策の推進	幼児・児童や高齢者、外国人住民を対象とした交通安全教室の開催や啓発活動を行い、市民一人ひとりの交通安全意識の向上に取り組みます。また、運転者と歩行者が安全に安心して通行できるよう、地域のニーズや緊急性、効果等を踏まえながら、交通安全施設の整備を行います。さらに、関係機関と連携しながら交通事故の危険性が高い箇所の対策に取り組みます。
消費者被害対策の推進	高齢者や学校等への消費者教育・啓発の充実とともに、地域や消費生活メイト ³² との連携による見守りネットワークの構築等により、消費者トラブルの未然防止に取り組みます。また、県消費生活センター ³³ や関係機関等と連携し、多様化する相談内容に対応できるよう相談窓口の充実を図るとともに、相談窓口の周知に取り組みます。

成果指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
交通事故発生件数	447 件/年	379 件/年
ニセ電話詐欺認知件数	6 件/年	0 件/年

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
防犯灯設置数（累計）	3,859 基	4,150 基
危険性の高い交差点等における対応箇所数（累計）	8 箇所	33 箇所

³² 地域の消費者のリーダーとして消費生活センターとのパイプ役、地域での見守り活動や消費生活に関する啓発活動を行うボランティア

³³ 市民の暮らしの安定と向上のために、消費生活相談業務等に関する業務を行っている機関

基本目標3 安全で安心して暮らせるまち



施策3 快適な住環境の提供

市民が安全で安心して快適に暮らせる住環境を確保・提供します。

現状と課題

- ・住宅セーフティネット³⁴の中核として重要な役割を担う市営住宅においては、計画的な改修による長寿命化や居住性の向上に努めています。一方で、既に耐用年数を超過している市営住宅においては、改築・廃止等も含め、管理方針を検討する必要があります。
- ・高齢者や障害がある人など、住宅確保要配慮者³⁵に対して市営住宅への入居支援を行っています。しかし、将来的には高齢化の進行等により、配慮が必要な方の増加が見込まれるため、既存の公営住宅のみでは対応できない恐れがあります。そのため「新たな住宅セーフティネット制度³⁶」に基づき、多様な居住ニーズに対応できる住宅を確保していくことが求められます。
- ・「鳥栖市空き家等対策計画」に基づき、空き家等の適正な管理や活用、流通を促進しています。全国的には、空き家を活用して新たな価値を生み出すリノベーション³⁷が注目を集めており、本市においても空き家の利活用や流通などをより促進させる取り組みを進めていくことが求められます。

³⁴ 社会保障制度など、市民の安心や生活の安定を支える各種の制度等

³⁵ 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者

³⁶ 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、住宅確保要配慮者に対する居住支援の3つから構成される新たな制度

³⁷ 既存の建物の用途や機能を向上させ付加価値をつけるために行う大規模な改修工事

主な取組	内容
良質な住宅の供給と多様な居住ニーズへの対応	市営住宅の計画的な改修とともに、必要に応じて改築・廃止を含め、管理方針を検討します。 住宅確保要配慮者向けに、特定目的住宅 ³⁸ や民間賃貸住宅の活用を図ることなどによる居住支援を推進します。
空き家等対策の推進	適正に管理されない空き家等の発生を未然に防ぐために情報発信を推進します。また、空き家等の所有者等へ適正な管理の助言・指導を行うとともに、空き家の利活用・流通、危険な空き家等の除却を促進します。

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
市営住宅浴室給湯設備設置戸数（累計）	67戸	349戸
空き家バンク ³⁹ への空き家の登録数（累計）	3件	15件
除却に至った不良住宅 ⁴⁰ 等の空き家数（累計）	48戸	90戸

³⁸ 母子世帯や身体障害者世帯など対象者をより限定した住宅

³⁹ 空き家の売買や賃貸借を希望する所有者等に所有物件を登録していただき、移住・定住等を目的として空き家等の利用を考えている方に、その情報をインターネット上で紹介する制度

⁴⁰ 主として居住の用に供される建築物等で、その構造の腐朽又は破損の程度が著しく不良であるため、居住の用に供することが不適当なもの

基本目標 4 誰もがいきいきと暮らせるまち



施策 1 心身ともに健やかであるための健康づくり

市民が健康への意識を高め、心身ともに健やかで心豊かに生活できるよう、健康づくりを推進します。

現状と課題

- ・本市では乳幼児から高齢者までのライフステージに沿った健康増進プラン「うららトス 21 プラン⁴¹」を策定し、市民の健康増進に取り組む一方で、健康づくりに関する情報が多岐にわたり、正しい知識の普及が課題となっております。市民一人ひとりが自分の健康状態に応じた主体的な健康づくりの取組を選択できるよう情報提供をしていく必要があります。
- ・高齢化の進行に伴い、生活習慣病⁴²の重症化による要介護状態を予防するために、健診・医療・介護データを一体的に分析することで対象者を把握し、適切な保健事業、介護予防事業を実施していく必要があります。

⁴¹ 鳥栖市の 21 世紀における健康づくりを推進し、健康なまちづくりを目指す健康増進計画及び食育推進計画

⁴² 食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群

主な取組	内容
健康づくりの推進・啓発	自主的な健康づくりに取り組めるような環境整備に取り組み、うららトス 21 プランに基づき、ライフステージにあわせた心身の健康づくりの推進・啓発に取り組めます。
生活習慣病の発症や重症化予防対策の推進	生活習慣病の発症と重症化を予防するためにも、健診の受診率の向上や健康的な生活習慣に向けた保健指導、介護予防に取り組めます。

成果指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和 7 年度）
健康寿命（平均自立期間） ⁴³	男性 80.5 歳 女性 84.5 歳	男性 81 歳 女性 85 歳
介護保険 2 号被保険者認定率 ⁴⁴	0.3%	0.2%

⁴³ 日常生活動作が自立している期間の平均。介護受給者における要介護 2 以上を不健康として定義し算出する

⁴⁴ 40 歳から 64 歳までの医療保険加入者が介護保険を認定される率

基本目標4 誰もがいきいきと暮らせるまち



施策2 安心して医療が受けられる体制づくり

いつでも良質で適切な医療サービスが受けられる体制づくりを推進します。

現状と課題

- ・高齢化や核家族化、疾病構造の変化に伴う患者のニーズは多様化しており、必要な時に安心して医療を受けることができる救急医療体制の充実が必要となっています。また、病気や健康の不安について気軽に相談できるよう、かかりつけ医やかかりつけ薬局の推進を図っていく必要があります。

主な取組	内容
救急医療体制の確保と地域医療体制の構築	休日医療や夜間の小児救急医療の確保に取り組みます。また、「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局」の定着に取り組んでいきます。

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
休日救急医療センター ⁴⁵ 小児科医配置率	85.3%	100%

⁴⁵ 休日のけがや病気に対応するため、鳥栖市保健センターに設置された医療機関

基本目標4 誰もがいきいきと暮らせるまち



施策3 認め合い、支え合う高齢者・障害者福祉の推進

高齢者や障害者が、自分らしく健康で社会参加ができ、生きがいをもって暮らせる環境づくりを推進します。

現状と課題

- ・高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持って安心して暮らし続けるために、社会参加の促進、介護予防と担い手育成の推進を図っていく必要があります。
- ・生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す必要があります。
- ・在宅での「居宅介護」や施設での「短期入所」などの福祉サービスの充実に取り組んでおり、障害のある人に対して、地域での主体的な生活や社会参加を促しています。また、障害のある人を支える家族に対しての支援も行っており、これらは障害のある人が主体的な社会生活を送るうえで必要不可欠な支援となっています。
- ・また、近年、障害のある人に関する相談件数は増加の一途をたどり、相談内容も複雑化し、ニーズも多様化している傾向にあるため、ニーズに対応できるような人材の育成や体制の強化が求められています。

主な取組	内容
高齢者の地域参加と健康づくりの推進	住み慣れた地域で、できるかぎり主体的な日常生活を営むことができるよう、高齢者の社会参加・生きがいづくりに取り組みます。 また、介護予防活動への参加促進や担い手の育成など、高齢者の健康づくりを推進します。
高齢者の住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進	地域包括支援センター ⁴⁶ と協働し、高齢者の見守りや支えあいの体制の充実に取り組みます。 また、高齢者やその家族の支援などを推進し、安心して暮らせる地域づくりを目指します。
障害者の自立支援の推進	障害福祉サービスの提供体制の整備に努めるとともに、当事者や家族への支援を行い、障害者の主体的な生活の支援に取り組みます。
障害者の生活支援の推進と社会参加の促進	多様化・複雑化する相談の受け入れ体制を強化するとともに、障害に対する理解促進に取り組みます。 また、移動やコミュニケーションの障壁の解消に向けて、バリアフリー・ユニバーサルデザイン ⁴⁷ の推進など、障害者の社会参加の促進に取り組みます。

成果指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
要支援・要介護認定者の割合	17.02%	18.10%以内

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
高齢者福祉乗車券利用者数	574 人/年	640 人/年
障害者自立支援給付事業利用者延人数	13,223 人/年	16,900 人/年
相談支援事業年間利用延件数	9,865 件/年	10,100 件/年

⁴⁶ 地域の高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように中核機関として包括的ケアを行う機関

⁴⁷ 生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁（バリア）を除去するだけでなく、障害者に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくという考え方

基本目標4 誰もがいきいきと暮らせるまち



施策4 つながり、支え合う地域福祉の推進

住み慣れた地域で、市民や支援を行う関係機関などが連携し、必要な支援が包括的に提供される体制づくりを推進します。

現状と課題

- ・対象者別・機能別に整備された公的支援について、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。
- ・社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指す「地域共生社会」の考え方に注目が集まっています。

主な取組	内容
地域共生と地域福祉活動の推進	多様な主体と連携し、一人ひとりに寄り添った相談支援や社会参加・地域づくりに向けて、地域資源を活用し、地域や各種団体などと連携を図り、多様な福祉ニーズに対応したサービスの提供に取り組みます。また、福祉ボランティアの人材育成と活動の推進に取り組みます。

成果指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
福祉ボランティア登録者数	2,196 人/年	2,500 人/年

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
ふれあい・いきいきサロン ⁴⁸ 開催回数	471 回/年	550 回/年

⁴⁸ 地域にお住まいの方が気軽に参加できる交流の場

基本目標4 誰もがいきいきと暮らせるまち



施策5 安心と自立を支える社会保障の推進

みんなで支え合う相互扶助の考え方を基本に、市民一人ひとりが健康で安心して主体的な生活を送ることができるよう、適正な社会保障制度を推進します。

現状と課題

- ・国民健康保険や介護保険などの社会保障制度は、相互扶助の考えのもと、安心で主体的な生活を支えるものであり、その理解促進と意識啓発の重要性が再認識されているところです。また、制度の安定的な運営のため、病気等の予防が重要であり、医療費の適正化を図っていく必要があります。生活保護については、保護の適正な実施とともに就労支援などの自立に向けた支援の充実を図っていく必要があります。

主な取組	内容
国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の適正実施	医療保険制度や介護保険制度の安定的な運営に努め、各種保険制度の理解促進や意識啓発に取り組むことで、みんなで支え合う相互扶助の考えの浸透を図ります。
医療費の適正化の推進	病気の早期発見や早期治療につながるよう特定健康診査 ⁴⁹ や特定保健指導 ⁵⁰ 等を実施し、被保険者の健康増進や疾病予防の意識啓発に取り組むことで医療費の適正化を図ります。
生活保護の適正実施と自立支援の推進	実態調査等による保護要因の的確な把握等により、適正な保護を実施するとともに、被保護者や生活困窮者に対する就労支援などの自立に向けた支援に取り組みます。

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
特定健康診査受診率	44.3%	60.0%
就労可能被保護者のうち就労した（就労中含む）被保護者の割合	88%	90%

⁴⁹ 40歳から74歳までの医療保険加入者を対象にした健康診断

⁵⁰ 特定健康診査受診者の中で、メタボリックシンドローム該当者及びその予備群に対して行う生活習慣病予防のための保健指導

基本目標4 誰もがいきいきと暮らせるまち



施策6 自己実現の喜びにつながる生涯学習の推進

生涯にわたって主体的に学習することで、自己実現の喜びにつなげ、生き生きと心豊かに暮らせる環境づくりを推進します。

現状と課題

- ・本市では、まちづくり推進センターや図書館などにおいて、様々な主催講座や教室の開催など生涯学習機会の提供に取り組んでいます。今後はさらなる市民の学習ニーズの多様化が予想されるため、各種団体等との連携を深めながら、魅力ある生涯学習機会の提供に取り組んでいく必要があります。

主な取組	内容
学習機会創出の推進	多様化する市民の学習ニーズに対して、必要な情報を収集・発信するとともに、まちづくり推進センターや図書館等の施設を活用して市民の学習活動の支援に取り組みます。
社会教育活動の支援	市民の社会教育に関する事業を行う団体に対し、活動の場を提供するとともに活動の支援に取り組みます。

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
生涯学習講座参加者数	12,036 人/年	17,000 人/年
図書館資料貸出利用者数	100,443 人/年	110,000 人/年

基本目標4 誰もがいきいきと暮らせるまち



施策7 人権が尊重される社会の実現

一人ひとりが互いの人権を認め合い、尊重し合える環境づくりを推進します。

現状と課題

- ・本市では、これまで同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに関する様々な人権問題の解決を行政施策の重要な課題として取り組んできました。
- ・本市における人権に関する教育・啓発は、県や学校、地域社会、職場など多くの関係機関・団体等との連携の下で進められていますが、いまだ多くの課題が残されています。また、増加する外国人住民への対応やこれまであまり認識されてこなかった性的指向や性自認等への配慮なども新たに求められるようになってきました。

主な取組	内容
人権に関する教育・啓発の推進	市民一人ひとりが人権に対する考えを正しく理解・認識し、意識の向上を図るため、講演会や研修会、学校での人権教育など、幅広い層に向けた教育・啓発に取り組みます。

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
人権問題に関する学習会や研修会の参加者数	3,060 人/年	3,200 人/年

基本目標4 誰もがいきいきと暮らせるまち



施策8 男女共同参画社会の実現

性別にかかわらず、お互いが個性や考え方を理解し、認め合い、自分らしく生きることのできる環境づくりを推進します。

現状と課題

- ・社会情勢やニーズに合わせた多様なセミナーを開催し、男女共同参画の意識醸成を図っています。一方で、年齢が高くなるほど固定的な役割分担意識は依然として根強く残っているため、今後も継続した意識啓発・理解促進の取組を行っていく必要があります。
- ・配偶者やパートナーからの暴力は、犯罪であり、重大な人権侵害です。また、このことは、個人の尊厳をなくし、男女平等を実現する大きな妨げになっています。DV やハラスメント等の暴力の防止に向けた意識啓発・理解促進に努めるとともに、被害者に対する相談体制と支援の充実に取り組んでいく必要があります。

主な取組	内容
男女共同参画の推進	性別にかかわらず、あらゆる場面で個人が平等な立場で参画し、一人ひとりが選択した生き方を尊重し合う環境づくりに取り組みます。
女性活躍の推進	男女が対等な立場で仕事と家庭を両立させ、女性が職業生活において、十分に能力を発揮し、活躍できるような環境づくりに取り組みます。
DV 等暴力根絶の推進	DV やハラスメント等の暴力の防止に向けた意識啓発・理解促進に努めるとともに、被害者に対する相談体制と支援の充実に取り組みます。

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
男女共同参画に関する講座等の参加者数	2,747 人/年	3,000 人/年
審議会・委員会等の女性委員の割合 ⁵¹	40.0%	40.0%
DV 等防止に関する広報啓発の実施回数	6 回/年	14 回/年

⁵¹ 目標は今後も維持すべき数値を掲げている。国の目標は 30%

基本目標4 誰もがいきいきと暮らせるまち



施策9 多文化共生社会の実現

日本人や外国人の区別なく、お互いの文化的な背景や習慣の違いを理解しながら、尊重し合い、暮らしやすい環境づくりを推進します。

現状と課題

- ・本市では、留学生や技能実習生⁵²などの外国人住民が増加しているため、日本での生活に慣れていない外国人住民に対して、医療情報や行政サービス、災害対策などの生活情報について「やさしい日本語」や多言語での情報提供を行っています。今後も、外国人住民にとって分かりやすい情報を提供していく必要があります。
- ・また、本市に住む日本人と外国人が交流する場や、外国人住民が日本語や日本で生活するうえでの必要なルール、文化、風習などを学ぶ機会を提供しています。今後も引き続き、本市に住む日本人と外国人が共に支えあって暮らすことのできる地域社会の実現のため、外国人住民の地域活動への参加と住民相互の交流促進に取り組んでいく必要があります。
- ・また、児童生徒の異文化に対する理解を深め、外国人とのコミュニケーション能力を養うため、小中学校での国際理解教育⁵³や外国語教育を推進しており、今後も、幅広い市民が外国人と身近に触れ合える機会を提供する必要があります。

⁵² 日本が持つ技術や知識を学ぶことを目的とした外国人の実習生

⁵³ 自国の歴史や文化、伝統などに対する理解を深め、これらを受愛する心を育成するとともに、広い視野を持って異文化を理解し、異なる習慣や文化を持った人々と共に生きていくための資質や能力を育成するための教育

主な取組	内容
多文化共生のまちづくりの推進	異なる文化や価値観を理解し合うための仕組みや機会づくりにより、外国人住民と市民がお互いに暮らしやすい環境づくりに取り組んでいきます。
国際性を育む地域づくりの推進	学校教育や生涯学習、地域において、豊かな国際感覚を育むための取組を実施するとともに、友好交流都市との交流事業を通して国際性豊かな人材育成に努め、様々な国際協力活動を支援します。

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
多文化共生に関する催しの参加者数	1,177 人/年	1,300 人/年
語学ボランティア登録者数（累計）	32 人	35 人

基本目標5 子どもが心豊かに育つまち



施策1 子どもを安心して産み、育てられる環境づくり

子どもや子育てを地域全体で支え合い、安心して産み育てられる環境づくりを推進します。

現状と課題

- ・家族形態の多様化や地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における子育て機能の低下が懸念されています。こうした背景の下、「母子健康包括支援センター⁵⁴」を中心に相談・調整を実施し、安心して子どもを妊娠、出産し、健やかに育てるための切れ目のない相談体制づくりと多様化する幼児教育・保育ニーズへの対応、保護者の仕事と子育ての両立支援と児童の健全育成対策の両面を支援する留守家庭児童の居場所づくりに取り組んでいく必要があります。

⁵⁴ 妊娠期から、出産・子育て期に渡り出てくる様々なニーズに対し、相談や支援など総合的に対応する拠点

主な取組	内容
子育て家庭の多様なニーズに応える環境づくりの推進	将来の保育ニーズに対応できる保育供給量の確保と多様な保育サービスの提供に取り組みます。また、引き続き地域における子育て支援拠点の充実に取り組みます。
子どもと親の心身の健康の確保	安心・安全な妊娠と出産を支援し、産後は、親が子育てに関する不安や悩みなく育児ができるよう各種教室や相談、健診を実施することで、切れ目のない相談体制づくりに取り組みます。
留守家庭児童の居場所づくりの推進	待機児童解消に向けて、放課後児童クラブの整備等留守家庭児童を保育・育成する場の充実に取り組みます。

成果指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
人口千人当たりの出生率 ⁵⁵	9.6%	10.0%
0～2歳児保育供給量	957人	1,126人
放課後児童クラブ待機児童数	44人	0人

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
3歳児健診受診率	98.4%	98.5%

⁵⁵ 現状は平成30年の数値

基本目標5 子どもが心豊かに育つまち



施策2 未来を創る子どもを育む教育の推進

未来を創る子どもたちが、ふるさとへの愛着と誇りを育み、社会の形成者として成長できるような教育を推進します。

現状と課題

- ・小中学校では、教科「日本語」⁵⁶を核とした小中一貫教育⁵⁷など特色ある学校づくりを進めています。
- ・子どもたちが社会の一員となることを自覚し、健やかに成長するためには、地域とともに子どもたちを育て、見守る教育環境としてコミュニティ・スクールを整備・拡充し、「地域とともにある学校」を引き続き整えていく必要があります。
- ・全国的に ICT⁵⁸を活用した教育が注目を集めており、本市においても電子黒板の活用や GIGA スクール環境整備などを進めています。今後も社会動向を注視しながら、時代に合わせた効果的な教育に取り組んでいく必要があります。
- ・インクルーシブ教育⁵⁹の考えのもと、児童・生徒一人ひとりの多様性を尊重し、障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもが安心して共に学び、共に成長することができる教育環境づくりを進めていく必要があります。

⁵⁶ 平成 27 年度から鳥栖市立の全小中学校で導入。日本人としてのアイデンティティや郷土愛を育み、礼儀作法や我が国の文化や伝統に親しむ子ども育成を目指す取り組み

⁵⁷ 義務教育 9 年間を通して連続性のある指導を行うことで、学力の向上や、中一ギャップの解消を図るための教育

⁵⁸ インターネットなどの情報通信技術

⁵⁹ 障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもが共に学び、成長するための教育を受けること

主な取組	内容
特色ある学校づくりの推進	教科「日本語」の充実や ICT を活用した効果的な授業、学校と家庭、地域が協働して取り組むコミュニティ・スクールの推進など各学校の創意工夫を活かした学校づくりに取り組みます。
豊かな心・健全な体を育む教育の推進	「いのち」を尊重し、思いやりのある豊かな心と健全な体を育む教育に取り組みます。また、いじめや不登校への対応、配慮が必要な子どもたちへの支援など、すべての子どもたちが安心して学び、成長できる体制づくりに向けて様々な分野の関係者及び関係機関と連携して取り組みます。

成果指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
小中学校学習状況調査到達基準達成状況 ⁶⁰	—	100%
実技調査体力合計点数 ⁶¹	49.4 点	50.0 点

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
コミュニティ・スクールの取組中学校区数（累計）	1 校区	4 校区
不登校児童生徒の不登校の状況に改善が見られた割合 ⁶²	—	80%

⁶⁰ 小学校4年生から中学校2年生までを対象とした佐賀県小中学校学習状況調査における到達基準の達成状況。令和2年度から調査の仕様が変更となるため、現状は「—」表記とする

⁶¹ 小学校5年生、中学校2年生を対象とした全国体力・運動能力、運動習慣等調査における実技調査の合計点数。満点は小学校5年生、中学校2年生ともに80点。現状は鳥栖市の平均値を示すもので、目標は全国平均値を示す

⁶² 目標を令和2年度以降の取組を踏まえて算出しているため、現状は「—」表記とする

基本目標5 子どもが心豊かに育つまち



施策3 安全で安心して学べる教育環境づくり

子どもたちが、明るく豊かな心で、楽しく学校に通えるよう、安全で安心して学べる教育環境づくりを推進します。

現状と課題

- ・子どもたちが安全で安心して学ぶことができる環境を整えるため、老朽化が進む学校施設の改修等を行っていますが、今後も引き続き学校施設等の計画的な改修等に取り組んでいく必要があります。
- ・インクルーシブ教育の考えのもと、児童・生徒一人ひとりの多様性を尊重し、障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもが安心して共に学び、共に成長することができる教育環境づくりを進めていく必要があります。

主な取組	内容
安全・安心な教育環境づくりの推進	老朽化への対応と児童・生徒数に応じた快適な学校施設の計画的な改修・整備に取り組みます。また、すべての子どもたちが安心して学び、成長できる環境整備と ICT 等の活用に向けた教育環境の整備に取り組みます。

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
建築後又は大規模改造事業実施後 30年以上経過した小中学校数	3校	1校
エレベータ設置小中学校数(累計)	2校	3校

基本目標5 子どもが心豊かに育つまち



施策4 青少年の心豊かな育みの推進

地域とともに、様々な体験を通じて青少年の健全育成を推進します。

現状と課題

- ・地域における青少年育成活動への支援と地域や学校と連携した様々な体験活動や交流を引き続き取り組んでいくとともに、子どもたちが社会の一員となることを自覚し、他人を思いやる心を身に付けながら、健やかに成長するためには、地域とともに子どもたちを育て、見守る環境を整えていく必要があります。

主な取組	内容
青少年の健全育成の推進	地域とともに子どもたちを育み、見守りながら、子どもたちの居場所と多様な体験機会を提供することで、子どもたちの健全な育成に取り組みます。

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
放課後子ども教室 ⁶³ の参加子ども数	7,372 人/年	9,500 人/年

⁶³ 地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動の場

基本目標6 活力と賑わいにあふれるまち



施策1 農林業の振興

担い手育成や生産環境の保全、収益力の向上により、持続可能な農林業の振興を推進します。

現状と課題

- ・本市では農林業従事者の高齢化や後継者不足が進んでおり、担い手の確保とその支援に取り組んでいく必要があります。また、安定的な経営環境の確立に向けて、法人化や経営の多角化などによる経営力の強化、高収益作物の作付面積拡大に取り組むことで収益力の向上につなげていく必要があります。
- ・森林の整備は、災害防止や自然環境の保全において重要な役割を果たすため、大切な資源を次世代に引き継いでいくために、市有林の環境維持及び森林環境譲与税⁶⁴を活用した森林経営管理制度⁶⁵を推進し、民有林の適切な環境維持に取り組んでいく必要があります。

⁶⁴ 森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため国から譲与される税

⁶⁵ 経営管理が行われていない森林について市町村が仲介役となり森林所有者と担い手をつなぐ制度

主な取組	内容
農地の流動化と担い手育成支援の推進	認定農業者等への農地の集積と集落営農組織 ⁶⁶ の法人化に取り組むことで、安定的な経営環境の確立を図ります。また、次世代の担い手となる新規就農者や後継者の確保と育成支援に取り組めます。
高収益作物の作付面積の拡大	生産者の所得向上や地域農業の活性化を図るため、農業生産施設等の整備を支援し、高収益作物の作付面積拡大に取り組めます。
森林活用の推進	関係機関と連携しながら、森林が持つ多様な公益的機能を維持・向上させるため、森林保全に取り組めます。また、森林環境譲与税を活用した森林経営管理事業を推進します。
都市と農村との交流の推進	自然豊かな地域資源を活用して都市と農村との交流を推進します。

成果指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
認定農業者数（累計） ⁶⁷	65 経営体	80 経営体
農地集積率	65%	75%
高収益作物作付面積	82ha/年	90ha/年

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
除間伐等による森林整備面積（累計） ⁶⁸	—	10ha
滞在型農園施設等利用者数	49,879 人/年	50,000 人/年

⁶⁶ 集落単位により共同で機械を購入したり、農作業を行ったりする組織

⁶⁷ 農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく農業経営改善計画を市町村に提出し、認定を受けた農業者及び法人のこと

⁶⁸ 令和3年度から取り組む事業のため、現状は「—」表記とする

基本目標 6 活力と賑わいにあふれるまち



施策 2 商工業の振興

市内で活動する商工業者が、健全かつ活発に企業活動を行えるよう、地域産業の活性化を推進します。

現状と課題

- ・本市は、九州の交通の要衝である特性を活かし、市制施行以来、積極的に企業誘致に取り組んでいます。しかし、企業立地が堅調に推移してきた一方で、その受け皿となる産業用地が不足しており、また、既に市内に立地する企業の建替や再投資に伴う市外への流出防止も重要な課題となっています。企業の進出や再投資の時期を逃さないよう、産業団地の整備及び検討に加え、市内企業の再投資における支援の拡充や増設の促進など、現状に合った支援策を講じていく必要があります。
- ・働き方改革の推進や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、多くの企業でテレワークや時差通勤が導入されるなど、労働者を取りまく環境は変化してきています。また、労働力不足も顕在化してきており、社会構造が変化する中で、多様な人材が活躍できる就業機会を確保していく必要があります。
- ・本市では創業しやすい環境をつくるため、産業支援相談室を開設しており、今後も引き続き創業支援に取り組んでいくとともに、安定して事業を継続していくためのアフターフォローも充実させていく必要があります。
- ・また、地場企業が健全に経営できるよう、小口資金融資⁶⁹や経営指導などの支援を行っていますが、社会情勢の影響を大きく受けやすいため、景況に応じた適切な措置を講じていく必要があります。
- ・市民の買い物などに係るニーズは変化しており、魅力ある商店街となるよう、開催されるイベントが「一過性の集客」から「各店舗を知ってもらう機会づくり」に繋がっていくように関係機関と連携していく必要があります。

⁶⁹ 金融機関から直接事業資金の借入れが困難な中小企業のために、市と金融機関が一定の資金を出し合い融資する制度

主な取組	内容
企業誘致の推進	雇用の受け皿となる産業団地の整備及び検討や企業ニーズを踏まえた再投資・増設に対する支援など、企業誘致の推進に取り組みます。
多様な就業機会の確保	働き方改革の推進や労働力不足の顕在化に対応するため、関係機関等と連携しながら多様な就業機会の確保に取り組みます。
創業と経営基盤強化への支援の充実	市内で創業しやすい環境をつくとともに、創業者へのアフターフォローの充実に取り組みます。また、金融機関、商工団体等との連携による融資制度の充実、経営革新や人材の育成に対する必要な支援を行います。
中心商店街の活性化	多様化する消費形態やニーズに対応するため、商店街、商工団体、行政等で連携しながらその方向性を検討します。また、各種イベントへの支援や商店街における情報発信等の支援に引き続き取り組みます。

成果指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
立地企業の新規雇用者数（累計） 70	—	713 人増
進出協定件数（累計）	202 社	208 社
中心商店街の空き店舗比率	13.8%	8.0%

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
鳥栖ビズ ⁷¹ 相談件数	405 件/年	450 件/年
中小企業者への小口資金融資件数	64 件/年	100 件/年

⁷⁰ 令和元年度を基準としているため、現状は「—」表記とする

⁷¹ 鳥栖市産業支援相談室の愛称。一般社団法人佐賀県中小企業診断協会と連携して、創業しやすい環境づくりを進め、新たな就業機会の創出を図るため、平成 27 年 9 月 1 日からサンメッセ鳥栖 1F に開設

基本目標6 活力と賑わいにあふれるまち



施策3 観光の振興

地域資源を生かした観光スタイルの確立と効果的な情報発信を推進することで、交流人口の拡大につなげます。

現状と課題

- ・本市には、文化財や各種イベントなどの観光資源が豊富に存在しています。また、鳥栖プレミアム・アウトレットやサガン鳥栖のホームゲームなどには国内外から多くの人が訪れています。そのため、目的地のみの来訪にとどまらず、他の観光資源への回遊につなげるような工夫が必要です。

主な取組	内容
観光スタイルの確立と観光基盤の整備	市内に点在する観光資源を巡る仕掛けづくりと、滞在を楽しめるプログラムの充実に取り組みます。また、観光の集客力を向上させるためにも、必要な観光資源の基盤整備と運営管理に取り組みます。
観光情報発信の推進	多様化する観光ニーズに対応するべく、ターゲット別に様々な媒体を使い、効果的で訴求力のある情報発信に取り組みます。

成果指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
観光施設・イベント等の集客数 ⁷²	6,997,102 人/年 (939,605 人/年)	7,000,000 人/年 (980,000 人/年)

⁷² 括弧書きは民間の観光施設を除いた集客数

基本目標6 活力と賑わいにあふれるまち



施策4 スポーツの振興

市民一人ひとりが身近なところでスポーツに親しめる環境づくりを推進します。

現状と課題

- ・スポーツには、「する」スポーツ、「見る」スポーツ、「支える」スポーツと、多様な関わり方があり、日々の生活に活力と潤いを与えてくれるスポーツの持つ力は、まちづくりにおいてもその重要性が増しているところです。各々の関心、適性、ライフステージ等に応じて、スポーツ活動に取り組んだり、本市をホームタウンとするサガン鳥栖や久光スプリングスのプロスポーツをはじめとして、日常的にスポーツを観戦したり、支援したりする機会の充実に取り組んでいく必要があります。

主な取組	内容
スポーツの振興「する」、「見る」、「支える」の充実	<p>生涯スポーツの普及や健康・体力づくり、各種スポーツイベントの開催や市のシンボルとなるプロスポーツチームの支援など、いつでもスポーツに親しめる機会の充実に取り組めます。</p> <p>また、体育施設の安全性、利便性、機能性の向上と関係機関と連携した各種スポーツ団体の担い手育成・確保に取り組めます。</p>

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
市有体育施設利用者数 ⁷³	694,267 人/年 (427,772 人/年)	710,000 人/年 (430,000 人/年)

⁷³ 括弧書きは鳥栖スタジアムにおける観客数を除いた利用者数

基本目標6 活力と賑わいにあふれるまち



施策5 文化芸術の振興

市民一人ひとりが身近なところで優れた文化芸術活動に親しめる環境づくりと文化芸術活動の支援を推進します。

現状と課題

- ・優れた文化芸術に触れることは、豊かな感性と新たな創造性を育むことにつながるとともに、心豊かで健やかな生活の礎にもなります。あらためて、文化芸術の重要性が再認識される中、市民が身近なところで文化芸術に親しめる機会の創出に取り組んでいく必要があります。
- ・市内の文化活動団体においては担い手の高齢化が進んでおり、文化芸術の継承のためにも、若い世代の育成に取り組んでいく必要があります、また、新たな活動の場を提供していく必要があります。

主な取組	内容
文化芸術活動の振興と担い手育成	魅力ある演劇や音楽等の招致、アウトリーチ（訪問演奏等） ⁷⁴ などにより優れた文化芸術に触れる機会の創出と文化施設の安全性、利便性、機能性の向上に取り組めます。また、文化会館等を拠点とする市内の文化芸術活動の積極的な発信、その継承と担い手育成支援及び新たな活動の場の提供に取り組めます。

活動指標

項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
アウトリーチ実施回数	39 回/年	50 回/年
文化事業入場・参加者数	37,636 人/年	40,000 人/年
市民文化祭出演団体数	38 団体/年	44 団体/年

⁷⁴ 小中学校や幼稚園、保育所などにおいて、魅力あるクリエイターやアーティストによる演奏会やワークショップを開催すること。子ども達が質の高い文化や芸術に触れる機会を創出している

6. 基本目標を推進するにあたっての考え方

①協働のまちづくり



方向性

まちにかかわる市民がそれぞれ考え、実践し、知恵を出し合い、共に汗をかき、それぞれの役割を果たしながらまちづくりを進めるために、幅広い市民ニーズを的確に把握するとともに、多様な主体が互いに協力しながらまちづくりに関わるができる環境づくりを推進します。

現状と課題

- ・まちづくり推進協議会が設立されたことにより、各地区のまちづくり推進センターを拠点として、地域の一体感や住民同士の連携が深まってきたことで、地域住民が自主的に地域での様々な活動を進めていく環境が整いつつあります。一方で、多種多様化する幅広い住民ニーズを把握し、対応していくためには、市民や地域との連携が重要であり、市民の方々が行政の取り組みをはじめとした各種情報を共有できる環境づくりに取り組むとともに、行政サービスや行政施策に対する意見や提案を行う機会を一層充実させることも必要となっています。
- ・また、市民活動団体⁷⁵数の増加や市民協働・活動に対する市民意識の高まりは見られるものの、まちづくり推進協議会をはじめ地域を支える団体や組織では、担い手の固定化や高齢化が進んでおり、今後は担い手、人材不足が懸念されます。さらに、市民活動団体や関係団体間のネットワークも十分とは言えず、相互に連携を図り継続して活動することができる環境を整えていく必要があります。
- ・年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、一人ひとりの多様性が尊重され、様々な場面で社会参加ができる環境を整えるユニバーサルデザインの考え方は、市内に暮らす人、関わる人、訪れる人など、あらゆる人にとって暮らしやすい、利用しやすい空間やまちを創出することのみならず、多様な主体が互いに協力しながらまちづくりを進めるための環境づくりにも繋がることから、より一層ユニバーサルデザインの考え方を推進していく必要があります。

⁷⁵ 自治会やPTAなど、居住地域の市民が参加し、当該地域の課題に対する活動を行う組織である地縁的団体と、ボランティア団体やNPO法人など、有志が参加し、特定のテーマに特化した活動を行う志縁的団体の総称

具体的な考え方	内容
行政情報の共有化と市民の声を聴く機会の充実	行政情報を分かりやすく、的確に発信するために、市報やHP、SNS ⁷⁶ などの様々な媒体を活用して広報活動に取り組みます。また、市民のニーズ等を幅広く把握し、それらの市政への反映に努めるため、意見・提案を寄せることのできる機会の充実に取り組みます。
市民協働のまちづくりの推進	地域課題の解決とより主体的なまちづくり活動の推進に向けて、まちづくり推進協議会と更なる連携を図っていきます。また、市民相互・市民と行政との協働によるまちづくりの推進のため、市民活動団体等の育成・支援の拠点となす市民活動センター ⁷⁷ と連携し、市民活動の活性化に取り組みます。
ユニバーサルデザインの推進	多様な主体がまちづくりに関わることのできる環境づくりに向けて、一人ひとりの多様性が尊重され、あらゆる人にとって暮らしやすく、利用しやすく、参加しやすい空間やまちを創出していくユニバーサルデザインの考え方を推進します。

⁷⁶ ソーシャル・ネットワーキング・サービス。ネットワーク上でコミュニケーションをとることができるサービスのこと

⁷⁷ NPO、ボランティア活動を実践している人、これから市民活動をはじめようとしている人が、集い、情報交換し、活動を行うための拠点。通称「クローバー」

②効果的・効率的な行政運営の推進



方向性

社会環境の変化に柔軟に対応し、効果的・効率的な行政運営を推進します。また、職員一人ひとりが高い倫理観を持ち、社会的責任を自覚した行動を実践し、質の高い行政サービスの提供を行っていきます。

現状と課題

- ・新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症等による社会環境の変化や多様化する市民ニーズなどは、分野横断的な課題となることが多く、それらに対して柔軟に対応できる行政運営の確立が求められています。
- ・また、デジタル技術の飛躍的な発展は、企業活動のみならず、行政や教育、市民生活にまで影響を与えており、本市においてもデジタル技術を活用することで、行政サービスの向上や教育環境の充実、行政運営の効率化などに取り組んでいく必要があります。
- ・市民の生活圈や経済圏は市町村の行政区域を越えており、様々な分野において、効率的な行政運営の面からも広域的な行政間での連携が重要になっています。

具体的な考え方	内容
行政改革の推進	民間活力等を活用するとともに、組織・人材育成の活性化、各施策の分析と検証を行うことで、より効果的・効果的かつ、社会環境の変化に対し柔軟に対応できる行政運営を推進します。
デジタル技術を活用した行政サービス等の向上	デジタル技術を活用することで行政サービスの向上と行政運営の効率化に取り組みます。
広域連携の推進	行政境を越えた住民同士が様々な分野で交流を図るとともに、広域的な連携を進めることで、相互にとって効果的・効率的な行政運営に取り組みます。

③持続可能な財政運営の推進



方向性

将来にわたって持続可能な財政運営を推進します。

現状と課題

- ・少子高齢化等の進展による社会保障関係経費の増大、近年頻発する豪雨等による自然災害に加え、公共施設等の社会基盤施設の老朽化などに対応するためには、将来を見据え、安定した財政基盤を確立し、財政の健全性を維持していく必要があります。

具体的な考え方	内容
適正な財政運営の推進	多様化する行政需要と社会環境の変化等に対応しつつ、次代に過度の負担を強いることがないように、財政負担の平準化や地方債の適正管理に取り組みます。
安定した財源の確保と財産の適正管理	目的や用途の周知・理解を踏まえて市税の収納率向上に取り組みます。また、自主財源の確保の検討、公有財産の適正管理と有効活用を図ります。
公共施設等総合管理計画の推進	公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点に立って、公共施設等の更新・長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担を平準化・軽減するとともに、公共施設等の最適な配置に取り組みます。